

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成28年12月12日)

○ 村山繁生委員長

それでは、おはようございます。お疲れさまでございます。それでは、ただいまより都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会を開催いたします。

本日の審査順序でございますが、お手元に配付のとおり、上下水道局、都市整備部、環境部の順で審査を行います。

まずは、予算常任委員会都市・環境分科会として、部局ごとに、平成28年度補正予算に係る所管部分の審査を行ってまいります。

また、当委員会に付託されました一般議案としまして、都市整備部が所管する2議案の審査がございます。あと、上下水道局と都市整備部からは協議会の開催についての申し出があり、そのほか審議会などの開催による所管事務調査や報告事項もありますので、よろしく願いいたします。

審査の進め方でございますが、今回、委員会別の議案聴取会は開催しておりませんので、まずは担当部局から資料の説明を受け、その後、質疑に移りたいと思います。

当委員会の配付資料につきましては、本日、皆様のタブレットへ送付させていただいておりますので、ご準備のほどをお願いいたします。

なお、今定例月議会中に委員会の所管事務調査を実施するかどうかでございますが、休会中の所管事務調査は一番最後にまた皆さんにお諮りしますけれども、この定例月議会中の所管事務調査を行いたい事項はございますか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

では、なしということよろしいですかね。

じゃ、定例月議会中の所管事務調査はなしということをお願いいたします。

なお、最後に、10月17日に行いました所管事務調査、生活に身近な道路整備事業についての内容を取りまとめた調査報告書をタブレットに送付してあります。修正などのご意見がございましたら、予算常任委員会の開催日である12月16日までに事務局にお伝えいただきますようお願いいたします。

議案第42号 平成28年度四日市市水道事業会計第1回補正予算

議案第44号 平成28年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

○ 村山繁生委員長

それでは、審査順序に基づきまして、上下水道局から審査を行ってまいります。

では、まず、倭上下水道局事業管理者からご挨拶をお願いします。

○ 倭上下水道局事業管理者

おはようございます。座って失礼をします。事業管理者の倭でございます。

上下水道局といたしましては、今回、予算案といたしまして、水道事業・下水道事業第1回補正おのおのを上げさせていただいております。

水道事業につきましては債務負担行為の補正というところで、それから、下水道事業につきましては社会資本整備総合交付金、これの内示が出ましたもので、それに伴う資本的収支の補正と債務負担行為の補正というところでございます。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

この後、担当課長のほうからご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第42号平成28年度四日市市水道事業会計第1回補正予算、議案第44号平成28年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算の2議案について、資料の説明を一括して求めます。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、予算常任委員会資料に基づきましてご説明のほうをさせていただきます。

予算常任委員会資料、1ページをお願いいたします。

水道事業会計第1回補正予算でございます。

○ 村山繁生委員長

この予算常任委員会資料、よろしいですか。

じゃ、お願いします。

○ 内田経営企画課長

それでは、予算常任委員会資料、1ページをお願いいたします。

水道事業会計第1回補正予算でございます。

債務負担行為関係で(1)は、平成29年度当初より水道施設の防犯対策を24時間体制で行うため、水道施設機械警備保安業務委託につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

委託期間といたしましては、平成29年度から33年度までの5年間で、債務負担行為限度額は375万5000円でございます。また、消費税及び地方消費税につきましては、平成31年10月から10%で算出しております。

対象施設及び業務内容につきましては備考欄に記載しておりますが、対象施設は37カ所で、水源池5カ所、配水池14カ所、取水井17カ所、加圧ポンプ所の1カ所でございます。

業務内容につきましては、24時間体制で対象施設における事故発生に関する情報を受信した場合、速やかに当該現場へ警備員を到着させ、当該現場状況を確認後、水源管理センターに状況を報告するとともに、状況により最寄りの警察に通報を行うものでございます。

続きまして、資料2ページをお願いいたします。

(2)の事務用機器等運用経費につきましては、資料6ページの下水道事業会計事務用機器等運用経費とあわせてご説明のほうをさせていただきます。

平成28年度末でコピー機のリース期間が満了いたしますことから、平成29年度当初に契約を締結するため、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

コピー機の台数といたしましては、1階と4階の計2台分でございます。

1階につきましては上下水道事業会計共通での使用で、4階は下水道事業会計での使用となります。

リース期間といたしましては、平成29年度から31年度までの3カ年でございます。

積算につきましては、上下水道事業会計とも、コピー使用枚数につきましては過去3カ年の平均、単価につきましては、前回、平成26年度の入札額の平均で算出をしております。

水道事業会計につきましては、68万6000円の債務負担行為限度額を追加して、補正後の

債務負担行為限度額を2102万4000円に変更するものでございます。

申しわけございませんが、資料6ページをお願いいたします。

下水道事業会計につきましては、1階と4階とを合わせまして144万4000円の債務負担行為限度額を追加して、補正後の債務負担行為限度額を3275万8000円に変更するものでございます。

再び申しわけございませんが、資料3ページをお願いいたします。

下水道事業会計第1回補正予算でございます。

資本的収入及び支出関係で、社会資本整備総合交付金の内示額が当初要求額から減額されたことに伴い、国庫補助金及び建設改良費を減額補正し、あわせて企業債の減額補正をお願いするものでございます。

交付金の内示状況につきまして、当初予算額24億2934万円に対しまして、当初内示額は18億7857万5000円で、交付率は77.3%でございました。経済対策による追加要望額12億5000万円に対しまして追加内示額は3億7500万円で、交付金内示額合計といたしましては22億5357万5000円でございます。当初予算額に対する交付率は92.8%でございます。当初予算額に対しまして、交付金内示額は1億7576万5000円の減となりました。

上段、収入の款1資本的収入、項1企業債を1億5290万円、項4国庫補助金を1億7576万5000円それぞれ減額し、資本的収入といたしまして3億2866万5000円の減額でございます。

下段、支出の款1資本的支出、項1建設改良費、目1管渠布設費を2億2170万円、目3処理場築造費を1億2390万円それぞれ減額し、資本的支出として3億4560万円の減額でございます。

資料4ページをお願いいたします。

資本的支出の減額補正分の事業明細でございます。

目1管渠布設費につきましては、汚水管渠測量設計業務委託、汚水管渠布設工事の施工延長を減らすものでございます。管渠布設に伴います補償費につきましては、施工延長変更に伴う補償費の減でございます。

重要幹線耐震化、管渠更生工事につきましては、汚水1号幹線耐震補強工事、小古曾汚水1号幹線更生工事、納屋2号支線更生工事の施工延長を減らすものでございます。

目3処理場築造費につきましては、日永浄化センター耐震補強工事につきましては、平成29年度に実施するものでございます。日永浄化センター設備更新工事につきましては、

2号焼却炉集塵機設備工事の入札差金による減額でございます。

資料5ページへお願いいたします。

債務負担行為関係で、平成29年度当初より適切な施設の保守管理を行うため下水道施設水質分析業務委託につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。対象施設及び業務内容につきましては備考欄に記載しておりますが、対象施設は、日永浄化センター及び合流ポンプ場4カ所でございます。業務内容につきましては、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づいて分析を行うものでございます。債務負担行為限度額は1890万円でございます。

資料6ページをお願いいたします。

債務負担行為の事務用機器等運用経費につきましては、資料2ページの水道事業会計とあわせてご説明のほうをさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

簡単でございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございますが、皆さん方のほうで何かご質疑があれば、どうぞ挙手の上、ご発言ください。

○ 加藤清助委員

説明が十分聞き取れたかどうかわかりませんが、議案42号の最初の説明のところで、水道施設の防犯対策を24時間体制で行うため記載の債務負担行為を追加するということが説明がありましたが、今までは24時間体制でなかったのが24時間体制になるのか、今までの違いがどうなのかというのがちょっと読めなかったもので、今までは24時間体制の防犯体制がなかったもので、新たに24時間体制でやろうとするのでこういう補正を、対象の37カ所とか、業務内容というのがあるんですけど、それをもうちょっと補足で説明いただきたいのと、この業務委託の業務内容が、24時間体制で機械警備をするというのはどういう機械を、24時間機械を見ておるわけやないと思うんですけど、監視カメラがあるのかよくわかりませんが、遠隔操作か知りませんが、そういうこととか、それで万一事故発生というのは、防犯上の事故が発生した場合に委託された業者さんが警察に通報するという、通報までの業務を言うのか。だから、その業務委託の契約による委託業務責任はどれぐら

いの責任を担うもの、発見、通報すれば、それは業務委託を遂行したということになるのかどうなのかな。そこら辺がちょっとよく聞き取れなかったもので、もうちょっと説明いただけたらと思います。

○ 堀木施設課長

済みません、先ほどのご質問の中で、水道の機械設備保安でございますけれども、これまでも24時間体制でずっと続けておりまして、今回補正をお願い申し上げますに当たりましては、4月1日以降も継続していきたいというところの中で競争入札でもって行いたいと考えておりますので、今年度で全部債務負担ということでお願いを申し上げておるところでございます。

それから、内容につきましては、37カ所に赤外線センサーを張りめぐらせていただきまして、その赤外線センサーに何かひっかかるものがあった場合については警報が、私どもの水源管理センター及びこの警備会社に通報されることになっております。通報された警備会社がまず急行をして、現場の状況がどうであったかというのを確認するというような業務でございます、そういうことをやっております。

済みません。責任範疇でございますけれども、現場へ急行をするというところの中で対応しております。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

前段の部分の、今年度中に来年度以降の契約をするもので債務負担行為という前提はわかるんですけど、24時間赤外線の何かが張りめぐらされておって、警備会社と上下水道局にアラームか何かが鳴るんですよね。24時間のうち当然、上下水道局は職員配置で朝から夕方までは大体おるわね。その時間も業務委託をせんなんという理由は何なの。夜間とか休日とかやったら上下水道局のアラームが鳴ってもおらんから、警備会社がそこへ行くというのはわかりそうな話なんやけど、それは、時間外とか休日じゃない通常の時間帯も委託契約の内容に入っているのはなぜなのかな。

○ 堀木施設課長

平日の場合におきましても通常は無人の施設でございます、巡回というのはやっては

いるんですけれども、基本的には無人の形でございます。ですので、どういう形で侵入者等が入ってまいるかというのはなかなかモニターでできませんので、こちらのほうでモニターを見ながら、そういう急行体制をとっているというような形を考えてございます。

○ 加藤清助委員

最初の説明だと、もちろんそういう施設は無人の施設ですよ、通常ね。その無人の施設に赤外線だとかが張ってあって、侵入者があるとアラームが上下水道局にも鳴るというか、感知できるんでしょう。できないの。

○ 堀木施設課長

上下水道局ではなくて水源管理センターのほうで集約をいたしてございますので、そちらのほうに、アラームであったりとか、カメラもありますので、そうした映像が流れてまいります。

以上です。

○ 加藤清助委員

水源管理センターというのは丸ごと委託をしているところなんですか。

○ 堀木施設課長

半分といいますか、今のところ職員数が8名で巡回業務等のために行っておりますのと、それから、水道施設の遠隔操作も行いながら、そこでモニターをしながら仕事を、チェックする部分もございます。

○ 加藤清助委員

水源管理センターにもアラームで察知できるわけやろう。水源管理センターの業務委託とは違う保安業務委託という理解でいいんですよ。そうすると、水源管理センターの委託業務には、そういうことは含まれていない業務委託になっているわけ。

○ 堀木施設課長

主に機械設備の点検は直営等でやってございますけれども、それ以外の防犯上の件に関

しましては、補強するという観点もありまして、警備保障会社のほうに委託をしているというところでございます。

○ 村山繁生委員長

防犯。

○ 加藤清助委員

だから、防犯委託は今の水源管理センターの業務委託には含まれていないと。だから、防犯の業務委託は、別個にこの警備会社に委託してきているんだよという理解なのかな。

○ 堀木施設課長

はい、そうです。

○ 加藤清助委員

そうすると、水源管理センターからは、ほかの水源池とか配水池は、全然巡回とかはしない業務の範疇なの。

○ 堀木施設課長

主に委託にしても直営にいたしましても、機械設備は正常に動いているかということをやっているのが巡回点検でございます。今、こちらのほうにつきましては、あくまで防犯上、侵入者がいないかどうかということを中心に警備保障という形の中で委託を進めておるところでございます。

○ 加藤清助委員

この限度額というか、委託契約を結ぶのは、どういう積算でこの金額になっているわけですか、委託費は。

○ 堀木施設課長

積算につきましては設計を行いまして、それに基づいてこの金額を算定いたしてございます。

○ 加藤清助委員

それは設計して委託費をはじいておるんやけど、僕ら素人やから、例えば発生回数に応じて単価契約でやっているのか、あるいは、違う方法があるのかわからんけど、人の投下人員の予測でやっておるのか。例えば5回というのが、実績が10回になったら10回分アラームが鳴って行くというような設計になっておるのか、そういうことを聞いたんやけど。

○ 堀木施設課長

水道協会等の委託の歩掛かりに基づく中で設計をさせていただいております、先ほどの回数単価、そういうような設計のほうではございませんので。

○ 加藤清助委員

それは予防上の話やから、防犯上の話やでゼロ回にこしたことはないんやけど、それは必要経費で結ばなしようがない話かと思うんやけど、それはゼロ回でも同じ金額、10回出動というか、アラームが鳴って巡回に行っても同じ金額という、一定の水準価格があって契約しておるの。

○ 堀木施設課長

はい。そうした歩掛かりの中で、そのような計算でさせていただいております。

○ 加藤清助委員

とりあえず。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 伊藤修一委員

水道事業会計ということの範囲の中で、防犯対策が必要な対象箇所は37カ所ということですので、37カ所以外には防犯対策はもう必要ないということの判断でよかったですか。

○ 堀木施設課長

防犯対策は、要は必要といたしますか、この形でやってございますが。済みません。

○ 伊藤修一委員

防犯対策の必要な箇所が37カ所ということで資料に書いてあるけれども、その37カ所以外は防犯対策が必要ではなかったのかという話なんやけど。

○ 堀木施設課長

失礼しました。済みません。必要ないというか、施設がございませんので、基本的には、対象はこれだけでございます。

○ 伊藤修一委員

この間、何か資材が盗まれた話があったんやけれども、ああいうのはもう防犯対策というのには必要ないということで考えたらいいんやろうか。

○ 堀木施設課長

こちらの場合につきましては上下水道局内は含めておりませんで、水源池でありますとか、配水池でありますとかといった水道施設につきましてはの対象で、防犯という形では警備保障への委託をしております。

○ 伊藤修一委員

水道事業会計の中で、防犯対策が必要なところはほかになかったのかという。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。

水道施設といたしまして37カ所、それと、資材等の盗難の分につきましては上下水道局内の敷地内でございます、上下水道局の敷地内のほうにつきましては、防犯対策といたしまして防犯カメラ等を設置して管理してございます。ですので、上下水道局以外である水道の施設が37カ所ということで、上下水道局以外の37施設に対して、この防犯の契約をとっておるということでございます。

以上です。

○ 伊藤修一委員

37カ所は今説明を聞いておるので大体わかっておるのやけど、同じ水道事業の会計の中で、泥棒があつて何か資材が盗まれたと。それで、そういう部分には、24時間と言わんでも夜間だけとかそういうふうな防犯体制を、それこそ赤外線が鳴ったらわかるとかというふうな、そういう体制が必要じゃなかったのかなと。

だから、こういう事業はセットで、そういう防犯対策として考えていくことが同じ会計の中で必要じゃないのかなと素朴に思うんやけれども。

○ 村山繁生委員長

局全体として。

○ 内田経営企画課長

何度も済みません。

まず、上下水道局内の防犯につきましては、こういうのは警備会社等の委託契約ではなく、当然、平日につきましては職員がおります。夜間につきましては宿直対応になるという形の中で、防犯カメラを設置して、それで監視をしておるところでございます。平日につきましては職員のほうで監視ができると、夜間につきましては宿直がございませので、宿直室のほうにもそのモニターをつけてそこで管理をしておるということで、まず局庁舎内への侵入盗の部分につきましては委託契約という形ではなくて、防犯カメラを設置しておるということでございます。水道会計でいきますと、局庁舎以外の水道施設でいきますとこの37カ所になりますので、37カ所のほうにつきましては、防犯対策の中で委託契約という形を締結させていただいております。

以上でございます。

○ 伊藤修一委員

だから、本局の中で、泥棒が来て物をとって行って、それで、宿直がおったんやけれども、そういうふうな物をとられたということに対して、防犯体制はそれで十分なのかという。よその、局以外のところは、そういう赤外線があるって先ほど説明があつたので、本

局に泥棒が来るんやったら、防犯カメラが必要なのか、赤外線が必要なのか、そういうふうな検討をされたんですか。

○ 芝田上下水道局総務課長

総務課長の芝田でございます。

先ほどお話をいただきました上下水道局構内で水道の耐震継ぎ手の盗難被害があったというのは事実でございます、この事件を受けまして、従来から防犯カメラを設置しておいたところなんです、この防犯カメラの設置台数をふやしまして、さらなる防犯対策の強化をいたしたというところでございます。

その際に、赤外線センサー等のお話をいただきましたけど、まずは防犯カメラの増強という形で、内部的にそういう対応をとっていこうという形で意思決定したところでございます。

○ 村山繁生委員長

この間のあれは、局で盗まれたとき、防犯カメラに写っておったんですか。

○ 芝田上下水道局総務課長

盗難の被害に遭ったときに、防犯カメラに設置していた情報については警察のほうに提供いたしました。私どもがその防犯カメラの映像を見る中では、当該盗難にかかわるような車両のほうは、私どもとしては確認はとれませんでした。

○ 伊藤修一委員

防犯カメラがあつて、防犯対策になっていなかったということと違うの。そして、宿直さんがおつても防犯対策の対応には入っていないという。だからこそ、やっぱり今のままの体制でええんかと聞いておるわけで、もしここの債務負担行為の業務の中で、本庁の大事な備品をとられないように赤外線センサーを張ってもらうとか、そういうのも同じように検討すべきではなかったのかという、そういう話なんです、局長、いかがですか。

○ 倭上下水道局事業管理者

まずは、局のほうで盗難をされたというところについては申しわけないということで、

まずおわびさせていただきたいと思います。

その後、今、防犯カメラの話が出ましたけれども、通常、夜間につきましては局の西側の門が午後10時まで開いておると。ただ、閉めるんですけれども、施錠はしていなかったという状況がまず1点ございます。その中で、その西側の門を防犯カメラでという形で、1カ所だけ撮っておったと。ほかの入り口については施錠してございますもので、そういう形でこれまでしておったんですけれども、ああいう形で盗難事件があったというところで、改めて、局の外側、そこを全般的に防犯カメラで確認できるような体制をとらせていただいたのと、今言っておりました10カ所、西側の門につきましても、午後10時以降についてはもう施錠してというところに対応させていただいたというところでございます。それまでは宿直もおりますので、入り口、そこから入ってくるというところもございまして、施錠も完全に午後10時以降は締め切るというふうな形をさせていただいたというところでございます。

それと、先ほど言いました防犯カメラについても、局の外の全般、入り口を確認できるような防犯カメラを設置させていただいたというところで、一応これで体制をとらせていただきたいと、この体制でまずはやっていきたいというふうなところで判断をさせていただいています。

あと、もう一点、車両の駐車場につきましては、これまで照明が暗かったというところでございます。そこら辺も当然照明を設置させていただきまして明るくするというふうな対応もさせていただいておるというところで、これについては、今のところは、今説明させていただきました体制でやっていきたいというふうなところで判断をさせていただいたというところでございます。

水道施設の37カ所については、当然水源池ですので、異物混入とかそこら辺があってはならんというところ、それから、無人でございます。これについて、全て37カ所周辺にフェンスを張ってございますけれども、そこにセンサーを設置して、人が入らないというふうなところで、これについても24時間体制でというところを考えさせていただいたというところでございます。

以上です。

○ 伊藤修一委員

大体話はわかりましたが、今後の課題の件でもあると思いますので、引き続き検討して

いってもらおうのと、水道事業会計以外で、下水道事業会計も持っているわけで、これはちょっと蛇足というか、今回の議案ではないんだけど、下水道事業会計の施設については、防犯対策はどういうふうになっているんです。議案ではないから、ここからは参考までに教えてもらえば結構です。

○ 堀木施設課長

まず、日永浄化センターにつきましては処理場なんですけれども、こちらにつきましては宿直がおりますが、鍵はもうつけてございますが、特に防犯的というわけではないですが、施設の状況も確認をしながらという形でございます。他のポンプ場等につきましては無人という形にはなっております。施錠はもちろんしてございますが、水道のような異物を混入されてというようなところまではちょっと考えておりませんので、そういった形で、施錠という範囲で、今、防犯対策はとってございます。

○ 伊藤修一委員

世の中、何が起こるかわからんというか、全く予想もつかないことがあるので、そういうふうなことで、委員会でもそういう水道事業以外のところもしっかり防犯対策を考えていってもらうような話が課題としてあったみたいなことで、また周知していただけたらなと思います。

以上です。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 小川政人委員

さっきの説明でわからんのやけれども、業務的には追加と違って前からやっておるわけやな。金額だけ追加なんやわな。

○ 村山繁生委員長

年度が変わる。

○ 小川政人委員

債務負担行為の金額だけ追加なんやろう。ようそこがわからん。

○ 内田経営企画課長

まず、この水道事業分につきまして追加と記載させていただいてございますのは、平成28年度当初予算に債務負担行為として計上していないもの、その分につきまして今年度中に契約行為を行うと。平成29年4月から稼働するために、本年度中に契約行為を行うために追加という形で上げさせていただいているものでございます。

○ 小川政人委員

ちょっと勘違いかもわからんけど、じゃ、次の下のところで、平成29年度、30年度、31年度、32年度って出ておるのは、債務負担の金額じゃなくて、別の金になるのかな。平成29年度、7億4300……。

○ 村山繁生委員長

積算や。

○ 小川政人委員

消費税だけな。

○ 内田経営企画課長

まず、この水道経理につきましては、平成28年度末で今現在の契約が切れます。平成29年度から新たに5カ年の契約を締結いたします。しかし、その契約を締結するにつきましては本年度中に契約行為を行わなければならないということで、債務負担行為ということで当初予算に計上してございませんので、追加という形で上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○ 小川政人委員

だから、ここの下に、68万8000……。これ、単位が千円と円となっておるんやけど、こ

の辺の説明がちょっとわからんのやわ。

○ 内田経営企画課長

申しわけございません、説明不足で済みませんでした。下のほうにあります、下段の左側にあります年額68万8200円というのは、これは今回の契約の税抜きの部分でございます。5カ年でいく単年度でいきますと、税抜きで68万8200円と。それが平成29年度以降で、金額、平成29年度、74万3000円というふうに書かせていただいております。これにつきましては消費税のほうで、平成31年10月から、現状の8%から10%に変わるであろうというところの部分の中で、68万8200円に対しまして、29年度は消費税8%、30年度8%という形で記載させていただきまして、31年度の上半期、4月から9月までが8%、10月から3月が10%と、32年度、33年度が10%という形で消費税率が変わりますことによって、左側で68万8200円につきましては税抜きで記載させていただいて、それにおのこの税率、これを記載させていただいたという形の表でございます。

説明は以上です。

○ 小川政人委員

やっとわかった。要するに、新規なんやけど、もともとあったやつに追加しておるといふだけではないということやな。今年度、平成28年度に、29年度から31年度の新しいのが出ただけで、前のに追加したというわけではないということな。はい、わかった。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他に質疑もないようでございますので、それでは、これより討論に入りますが、討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論ございません。

それでは、討論もないようですので、これより分科会としての採決を諮ります。反対意見がないようですので、簡易採決で行います。

それでは、1議案ずつお諮りいたします。

まず、議案第42号平成28年度四日市市水道事業会計第1回補正予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第42号 平成28年度四日市市水道事業会計第1回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

続きまして……。

○ 小川政人委員

ちょっと一つだけ。ええんやけど、これ、この表の中で勝手に単価を変えるの、千円とか、円にしたりな。これはちょっとわかりにくいわ。

○ 村山繁生委員長

済みません。まず、議案第42号、今可決されましたけれども、全体会に送るというご意見はございませんか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、全体会には送らないこととします。

続きまして、議案第44号平成28年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会送りのほうはどうでしょうか。なしでよろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、全体会送りもなしということでございます。

[以上の経過により、議案第44号 平成28年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

10 : 41 休憩

11 : 20 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、審査順序に基づきまして、都市整備部の審査を行ってまいります。

それでは、まず部長、挨拶。

○ 山本都市整備部長

都市整備部でございます。よろしくお願いいたします。

都市整備部のほうでは、補正予算のほうをお願いいたしております。これまでの議会でもご報告をさせていただいてきていましたように、年度当初で交付金が割れておりました。それが今回の経済対策のほうで補正をいただきましたので、そのことを含めてご審議をお願いしたいと思います。

あわせまして、9月20日の台風による災害も発生しております、その関係の災害復旧費を計上させていただいております。そして、来年度の契約に向けての債務負担行為をお願いいたしております。

そして、常任委員会のほうでございますが、近鉄四日市駅の自転車駐車場の指定管理者の案件、毎回お願いいたしております市道路線の認定、そして協議会のほうではいわゆる建築物の省エネ法のほうが来年4月1日より全面施行になるところをご報告させていただきたいと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第8款 土木費

第2項 道路橋梁費（関係部分）

第3項 交通安全対策費（関係部分）

第4項 河川費（関係部分）

第6項 都市計画費（関係部分）

第13款 災害復旧費

第2項 土木施設災害復旧費

第2条 繰越明許費（関係部分）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 村山繁生委員長

それでは、ここからは予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）に係る都市整備部所管部分の審査を行ってまいります。

議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6

項都市計画費、第13款災害復旧費、第2項土木施設災害復旧費、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正について、資料の説明を求めます。

○ 稲垣都市整備部理事

都市整備部の稲垣でございます。

まず、私から予算全体の概要を説明させていただきまして、詳細につきましては各担当課長から説明をさせていただきます。

説明ですけれども、こちらの都市・環境常任委員会資料、平成28年度一般会計補正予算（第6号）都市整備部と書いてあるものがございますけれども、こちらの冊子に沿って説明をさせていただきます。

資料をよろしいでしょうか。

それでは、資料の1ページ、まず総括表がございますので、こちらでございます。こちらをご覧ください。

○ 村山繁生委員長

資料、よろしいですか。

じゃ、お願いします。

○ 稲垣都市整備部理事

資料の1ページの総括表ですけれども、まず、一般会計の総務費、土木費、災害復旧費の支出科目ごとに、予算額、8月補正後の予算額、今回お願いいたします事業費補正額、人件費補正額、補正後の予算額、対予算額比率の順に記載をさせていただきます。

なお、人件費補正につきましては、別途総務分科会でご審議をいただきますので、説明は省略させていただきます。

今回補正をお願いいたしておりますのは、表の事業費補正額欄——これ、C欄ですけれども——に記載があるもので、上から順に、総務費の諸費、土木費では道路新設改良費、橋梁新設改良費、交通安全施設整備費、河川総務費、河川改良費、都市計画総務費、街路事業費、公園管理費の計4億2265万9000円の増額補正をお願いしてございます。

詳細につきましては担当課長から説明させていただきますけれども、国の2次補正、いわゆる経済対策における配分が決定してまいりましたので、今回、当初予算との差額を補

正させていただくものでございます。

なお、国の経済対策では、道路関係で1億5000万円余り、これをいただいておりますが、当初の内示が厳しかったことから当初予算額には至らず、減額の補正という形になってございます。また、河川関係で2億100万円余り、都市計画費では、あすなろう鉄道関係で8億3800万円余りの追加内示をいただき、都市整備部全体では増額の補正をお願いしております。

次に、台風16号による被災を受けまして、災害復旧費、道路橋梁災害復旧費及び河川災害復旧費として、合計1億7000万円の補正をお願いしております。全体で、総務費、土木費と合わせて5億9265万9000円の補正をお願いするものでございます。

2ページ、3ページには、先ほどの資料を予算事業ごと、支出内容ごとにまとめたもので、左から、予算科目、各事業名、委託費、工事費、用地費など、総増減額及びその財源、一番右の欄には、補正を行う主な理由を記載させていただいております。

次に、資料の4ページをご覧ください。

こちらは債務負担行為をお願いするものをまとめて記載させていただいております。これらですけれども、例えば駐輪場の整理など年間を通した業務で平成29年度の当初から契約する必要があることから、単年度の債務負担行為をお願いするものでございます。

私からの説明は以上であります。

○ 川尻都市計画課長

都市計画課、川尻でございます。よろしくお願いたします。

5ページをご覧ください。

本件は総務分科会の所管でございますが、当部にかかわる事案でございますので、本分科会でも経緯を説明させていただきます。

これは、国土交通省が一般国道1号を、交通安全事業として、歩道及びバス停留所スペースの整備、電柱の地中化を目的に拡幅するものですが、その際に、本市所有の中央緑地西側用地を売却するものです。

歳入として、土地代金8493万4000円、また、この土地は取得する際に国庫補助を受けていることから、1796万5000円を国庫に返還するものでございます。

少し飛びまして、19ページをご覧ください。

本件は、諏訪栄町、サンシ前の火災跡地において民間が実施する再開発事業に対し、国、

市が協調補助を行うもので、今回、民間事業者が事業計画を変更し、今年度、建設工事の着手ができなくなったことから、9526万円皆減、全て減とするものでございます。

20ページをご覧ください。

こちらが、経済対策、内部・八王子線運行事業費です。

本年10月17日の所管事務調査その他報告事項におきまして、国の2次補正、経済対策の内示状況についてご報告させていただきましたが、その国補正に伴い、平成29年度に行う予定でありました——内容は表に記載してございますが——鉄道施設の新設、更新、7億8331万8000円及び鉄道施設の維持補修5509万円、合計8億3840万8000円を増額補正するものです。また、年度内に事業完了が見込めないことから、あわせて繰り越しさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 石田道路整備課長

道路整備課の石田でございます。よろしくお願いいたします。私のほうからは、道路関係分についてご説明させていただきます。

資料ですが、個票をそれぞれ用意はさせていただいておりますが、15ページをご覧ください。総括をさせていただいて、このページでご説明をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

本資料ですが、ページ左側に、今回補正をお願いいたします各事業、路線等の当初予算額、当初交付決定額、経済対策交付決定額、交付決定額の計、補正額を記載させていただいております。その右側には、対象となる路線の位置図を配置しています。あわせてご覧ください。

社会資本整備総合交付金事業（道路）、一番上でございますけれども、これにつきましては、小杉新町2号線、泊小古曾線、下野保々線、近鉄四日市駅公共サイン整備となります。当初予算額として3億2500万円、補正額、マイナスの9278万円、補正後の事業費が2億3222万円となります。

経済対策につきましては1億3900万円の追加内示をいただいております。下野保々線につきましては、朝明新川河川改修事業と同時に進めさせていただいております。橋梁整備でございます。橋梁の上部工の桁製作を行い、一体的な整備を図ってまいります。また、小杉新町2号線及び泊小古曾線につきましては、用地買収を行うなど、事業の進捗を図っ

てまいります。なお、下野保々線につきましては、製作期間が9カ月ほどかかることから、年度内に事業完了が見込めないということから、あわせて繰り越しさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業の港湾関連でございます。これは内示割れに伴う補正となっております。

防災・安全社会資本整備交付金（道路）でございます。これにつきましては、経済対策として400万円をいただき、当初予算額として2000万円、補正額がマイナス400万円、補正後の事業費は1600万円となっております。

次の防災・安全社会資本整備交付金事業（道路ストック関連）につきましては、経済対策として400万円をいただき、当初予算額として6400万円、補正額、マイナス4600万円、補正後の事業費は1754万8000円です。

防災・安全社会資本整備交付金事業（橋梁長寿命化関係）でございます。これにつきましては、内示割れに伴う変更となります。

次の地方道更新防災等対策補助事業（大規模修繕・橋梁）でございますが、先ほど申し上げました上段にある防災・安全社会資本整備交付金事業（橋梁長寿命化関係）の日永八郷線（生桑橋）の補助事業メニュー変更によりまして、生桑橋の事業費を確保することになってございます。

防災・安全社会資本整備交付金事業（交安）について、経済対策としまして800万円をいただいております。当初予算額としましては1億8200万円、補正額はマイナス9200万円、補正後の事業費は9000万円でございます。

防災・安全社会資本整備交付金事業（通学路安全対策）でございます。これは内示割れに伴う補正となっております。

交通安全施設整備単独事業費及び、その下の土木災害復旧費につきましては、本年9月の台風16号に起因しまして増額補正をお願いするものでございます。なお、土木災害復旧費につきましては年度内に事業完了が見込めないことから、あわせまして繰り越しさせていただきたいと考えておるところでございます。

交通安全施設整備単独事業費につきましては、市内全域のカーブミラー等安全施設でございまして、土木災害復旧費につきましては坂部台1号線、いわゆるJヒルズ南側ののり面の損傷がございましたので、これの復旧となっております。また、この坂部台の災害につきましては、先月11月30日でございますけれども、国のほうの災害査定を受けさせて

いただきまして、いわゆる朱入れをいただきました。今後、申請等の手続を経まして、次の機会において、国の補助のほうにもう一回させていただくという予定をさせていただいております。

次に、飛びまして、26ページをご覧ください。

道路関係の債務負担行為でございます。

本件は、大雨等のときにアンダーパス等の道路冠水や浸水からの被害を未然に防ぐことを目的といたしております。年間を通じまして地下ポンプ場設備保守の点検業務をお願いしているところですが、本件につきましても、平成29年4月1日からの契約が必要であることから、単年度債務負担行為をお願いするものでございます。限度額としましては215万円となっております。

次に、また少し飛びまして、33ページをご覧ください。

市内4カ所、市場町、滝川町、河原田町、内堀町のアンダーパス保安管理業務で、道路冠水や交通障害の発生に備えまして、通行規制等を行うものでございます。本件におきましても、同様に、4月1日からの契約が必要であることから、単年度債務負担行為をお願いするものでございます。限度額といたしましては30万円となっております。

道路関係分としては、以上でございます。

○ 伴河川排水課長

河川排水課の伴でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、私のほうからは、河川排水課関係分につきまして説明をさせていただきます。

資料のほう、申しわけありませんが戻っていただきまして、18ページをお願いいたします。こちらの資料の左上の表をご覧ください。今回の補正をまとめさせていただいております。

上段のため池災害対策事業につきましては、国の補助金の内示割れに伴い変更を行うものとなります。

続きまして、準用河川改修事業についてでございます。準用河川米洗川では、予算額2億7000万円に対し、国の交付金の決定額は当初1億5900万円でしたが、国の2次補正で2億100万円の増額補正をさせていただき、今回の補正額はプラスの9000万円となり、補正後金額は3億6000万円となります。

次に、9月の台風16号で被災した米洗川などの災害復旧費として1億6500万円を計上し

ております。なお、米洗川の災害につきましては、先日11月30日に国の災害査定を受けておりまして、現在、国災の手続を進めておりますので、手続完了後、次回議会におきまして、財源更正の補正を行う予定でございます。

また、これら準用河川改修事業費、災害復旧事業費につきましては、年度内の事業完了が見込めないため、あわせて繰り越しをさせていただきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○ 伊藤市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、伊藤です。よろしく申し上げます。

それでは、2枚めくっていただきまして、21ページをご覧ください。

本事業は、三重県が進めています近鉄川原町駅付近連続立体交差事業の関連事業として、市が側道、交差道路、駅前広場及び公園等の整備を行うもので、三重県の本体事業である連続立体交差事業の交付金が内示割れしたことに伴い、減額変更を行うものです。

続きまして、22ページをご覧ください。

同様なのですが、近鉄川原町駅付近連続立体交差事業の事業費のうち、市が40分の9の負担を行っていますが、三重県の連続立体交差事業の交付金の内示割れをしたことに伴って、負担金の減額変更を行うというものです。

23ページをご覧ください。

こちらは、公園施設維持補修費です。さきの台風16号により三重城山緑地の斜面が崩壊したこと、また、垂坂公園・羽津山緑地の谷田池の堤が崩壊したことにより、それぞれの復旧費を計上するものです。

少し飛びまして、27ページをご覧ください。

ここからは、年度の切れ目なく事業を行うための単年度債務負担行為をお願いするものです。

まず、都市公園施設総合管理業務委託です。こちらについては、南部丘陵公園や三滝公園等、規模の大きな公園を適正に管理するため、除草清掃等の業務を常駐で行うものです。限度額としては5338万4000円となります。

次に、28ページをご覧ください。

都市公園施設管理業務（維持修繕等）委託です。こちらについては、市内一円の479の公園や街路樹を適正に管理するため、樹木の剪定や伐採、除草、公園施設の修繕等の業務

を行うものです。限度額としては6015万8000円です。

次に、29ページをご覧ください。

都市公園施設管理業務（除草清掃等）委託です。こちらについては、中央通り、三滝通りなどの中心市街地の街路樹や緑地帯を適正に管理するため、除草清掃等の業務を行うものです。限度額としては2227万2000円です。

市街地整備・公園課からは、以上でございます。

○ 矢田道路管理課長

道路管理課長の矢田でございます。よろしく申し上げます。

30ページをご覧ください。

近鉄四日市駅前公衆便所清掃等業務委託でございます。

資料でございます駅前公衆便所を清潔に保ち、消耗品の補充等を行うもので、年度の切れ目なく事業を行うため、単年度債務負担行為をお願いするものでございます。限度額としましては57万3000円でございます。

31ページをご覧ください。

次に、違反屋外広告物除却業務委託でございます。県条例等で規定されておる禁止区域のほか、信号柱などに違反し掲出されている張り紙等の除去を行うもので、単年度債務負担行為をお願いするものでございます。限度額としまして107万4000円でございます。

32ページをご覧ください。

最後に、自転車等駐車場管理清掃業務委託でございます。特に乗降客の多い駅の自転車等の放置を防止するため、市内23駅の市管理の自転車駐車場の整理や清掃、その他放置自転車の撤去を行うもので、単年度債務負担行為をお願いするものでございます。限度額としまして1123万7000円でございます。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

以上で終わりですか。

説明はお聞き及びのとおりでございます。少々まだ時間がありますので、質疑に入りたいと思います。

委員の皆様、ご質疑がございましたらご発言願います。

○ 萩須智之副委員長

会派から宿題が出されてきました、済みません。

まず、15ページの社会資本整備総合交付金のほうなんですが、下から六つ目の項目で、16番、西日野駅前広場の整備の減額で、この整備の遅れがどれぐらいになるのかというのを質問されて、どんな感じになるのかというのをお聞きしたいんですが。ただ単に遅れて遅れてというんですが、どんな感じかというのを聞いてくださいと言われました。お願いします。

○ 石田道路整備課長

道路整備課の石田でございます。

先ほど委員のほうからは、16番の西日野駅前整備ということで挙げていただきました。

今回、減額の補正をお願いはしておるんですが、当初の予算、最初に交付金をいただきました中でも必要最低限の予算は確保させていただいて事業を進めてきたという経緯がございます。現状としましては、もともとしっかり進めていこうということで積極的な予算の確保、それから交付金の確保を図っておりましたので、最低限まず必要なものについては確保できていると、今年度につきましては考えているところでございます。

○ 萩須智之副委員長

ありがとうございます。大きく遅れていくということはなさそうというふうに解釈させてもらっていいんですかね。

○ 石田道路整備課長

現状、今のところございません。ただ、当然また今、来年度の要求も国に対してもしておるんですけれども、全体の交付金のトレンドというのは非常に厳しいものがございます。そうした中で、必要なものを確保できるように努めていくということだと考えております。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 萩須智之副委員長

ありがとうございます。

○ 村山繁生委員長

よろしかったですか。まだありますか。

○ 萩須智之副委員長

済みません、失礼します。

それと、同じページの一番下、19番、20番の交通安全施設とか土木災害とかあるんですけども、これの県道なんかは、交通安全のカーブミラーとかというのは県でやるとかということなんですけれども、市独自の取り組みもあるのかということなんです。

それで、宿題で出されたのは、通学路の安全対策の補修箇所の優先順位というのをどういうふうに決めているのかということをお答えできる範囲でお願いしたいということなんです。カーブミラーとか、ほかの道路標識なんかの優先順位をどう決めているかということなんです、お願いします。

○ 石田道路整備課長

今、通学路の安全確保のための順位づけというお話をいただきました。

まず、通学路につきましては、さきの委員会でもああいう交通安全プログラムがあったんですが、通常、小さなものなんかは教育委員会さんのほうが学校さんやPTAさんと調整され、優先順位を決めていただくというのがまず一つ基本としてございます。

我々としては、道路施設として、多くの通学の方、児童生徒さんも含むところを地域としてやっていただくという中では、例えば要望をいただいたり、実際、安全確保の話ですので現場に赴きまして、危険度を確認させていただいて、速やかなものについては速やかに実施させていただく、少しお時間をいただいて順次やっていくものには順次やっていくと、そういうある意味、臨機応変な考えを持ってやっておるところでございます。

特に通学路としての順位づけということになりますと、まずは教育委員会さんのほうでやられる。実施に当たっては大きな予算であれば、そういった交付金事業に当てはめてやってやるというようなことになると考えております。

○ 荻須智之副委員長

ありがとうございます。そうしますと、県道なんかは、市は本来かかわらないんですが、市の独自の取り組みというのは、県道なんかについてもやられているのでしょうか。

○ 石田道路整備課長

県道でございますと、基本的には道路管理のほうが三重県ということになってきますので、例えば通常、土木要望なんかでも国であるとか県であるとかというものについては、漏れなくまずきちっと国、県に伝えさせていただくというようなことをさせていただいています。その回答をまた地域の方に漏れなくお伝えする。その中で当然、県道ばかりでなくて、市道がそこに接続しているというようなこともあって、連携してやる場合なんかもあるかと思います。そういったものにつきましては、場合によってはご相談をしながらやるということになります。

それと、小さなことですが、カーブミラーのお話が出ていましたが、県道に立つカーブミラーの中で、市道から出てくるところのカーブミラーはユーザーが市道側になりますので、市のほうでつけさせていただくというようなことになってまいります。こういったことにつきましては、市のほうが施工させていただくというようなことでさせていただいております。

○ 荻須智之副委員長

ありがとうございます。まだちょっとあるんですけど、続けていいですかね。

○ 村山繁生委員長

やってください。

○ 荻須智之副委員長

済みません。続きまして、18ページで、河川排水のほうで二つ宿題を出されまして、米洗川中流の工事なんですけど、堤防上の道路にほかの部分で結構アスファルトにもう亀裂が入ってきているというのをご存じでしょうかということを平野議員からちょっと指摘されましたもので、要は、ほかもちょっと崩落しかけているような感じのところが見受けられるということなんですけど、どうでしょうか。

○ 伴河川排水課長

米洗川に関しましては、まず交付金で事業をしておりますところ、この部分でもおっしゃられるような舗装の一部に亀裂が入ってある部分がございますし、その上流部分の県道との交差付近におきましても、一部クラックが生じておるところがございますので、これも今年度の工事での部分も対応させていただく予定であります。そのほかの箇所につきましても、順次パトロールには努めておるところでございます。

○ 萩須智之副委員長

ありがとうございました。安心しました。

それと、そのすぐ下の朝明新川は6600万円減額でゼロということなんですが、谷口議員からどうなるんでしょうかと一言聞かれまして、どうなるのかをお教えいただきたいです。

○ 伴河川排水課長

この朝明新川の整備につきましては、先ほどの道路整備課長からの説明にもありましたように、道路の下野保々線の改良事業と一体的な整備を図っておるところでございます。両方の事業を見ていただきますと、今年度、道路のほうで橋の桁をつくるということもしておりますし、あと、のり面のほうの整備もしておるところです。

全体的には、まず道路が受け持ってやる区間、道路が終わった段階で河川が受け持ってやる区間等がございますので、道路と河川と連携を図りながら整備を進めておる中で、今年度の減額に対しましては大きく工程のずれはないと、今のところは見込んでございます。

○ 萩須智之副委員長

ありがとうございます。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 中森慎二委員

15ページの社会資本整備の部分で、14番の日永八郷線の生桑橋が事業メニューを巻きか

えてやっていたかと思いますが、工事内容としては同じものになるんですか。

○ 石田道路整備課長

工事内容につきましては、全く同じものになります。

○ 中森慎二委員

そうすると、委員会資料の11ページに大規模修繕橋梁の生桑橋の該当の内容が書いてあるんですが、工事目的のところをいくと、橋梁補強及び落橋防止などの耐震対策を図るといことなんですが、落橋防止はなされていなかったんですか、生桑橋は。

○ 石田道路整備課長

調査のほうで確認しましたところ、落橋防止を行う必要がある橋梁だということで今回させていただきます。

○ 中森慎二委員

全市的に200橋梁でしたっけ、スパンの一定の長さ以上のものを抽出して、それらの中で落橋対策というのはもう済んでいたんじゃないの。済んでいないのはたくさんあるんですか、まだ。落橋対策というのは。

○ 石田道路整備課長

落橋対策につきましては、まだ済んでいないものはございます。

○ 中森慎二委員

どれぐらいあるんですか。

○ 村山繁生委員長

わかりますか、どれぐらいあるか。

○ 石田道路整備課長

落橋対策につきましては基準等の変更の経緯もあって、現在の基準、内容でいきますと、

やはりまだ満たしていない橋梁があるということになるかと思えます。

○ 村山繁生委員長

どのぐらいというのはわかりますか。

○ 石田道路整備課長

申しわけありません。全橋梁の中で273橋ございます。

○ 中森慎二委員

今の話は、基準が変わって、旧基準では満たしているということなの。新基準に照らし合わせるとできていないという意味だと、生桑橋は何なんですか。旧基準では対策済みなんですか。旧基準で見ても対策されていないということなんですか。

そして、その数、200云々というのはどういうスパンの橋梁、重要橋梁は抽出したようなのがありましたよね、何橋梁か。それが273橋ということ。そうじゃなかったよね。150橋か200橋以内でしたよね、抽出したのが。

○ 石田道路整備課長

以前にこの委員会でもご報告させていただいている中で、委員おっしゃるように155橋、それは橋長が15mを超える、いわゆる重要橋梁と言われるものについてでございます。当然生桑橋は超えますのでその155橋の中に入ってまいりますけれども、市全体の橋梁ということになりますと、273橋ということになります。

そういった中で今回、こういった重要橋梁につきましては、橋梁の長寿命化を行う中で耐震対策もあわせてとらせていただくということでございます。

○ 中森慎二委員

だから、落橋対策は耐震対策とはちょっと違うと思うのだけど、桁が落ちるのをとめるだけの話なので。それは重要橋梁、15m以上の155橋梁の落橋対策はどれだけ済んでいるんですか、何%進んでいるの。旧基準でも生桑橋は対策はされていなかったということなの。

○ 石田道路整備課長

まず、生桑橋については、今回そういった対応は必要だということですので、満たしていないということになると思います。

それと、155橋の橋梁の中で、落橋防止を済ませているのが42橋という形になっております。

○ 中森慎二委員

もう一度聞くけど、生桑橋は旧基準に照らし合わせてもなされていなかったということなの。新しい基準は何がどう変わったんですか。

○ 石田道路整備課長

例えば大きな地震が起こるたびに地震のモデルなどが見直されておりますので、そういったところの所見が変わってきたと考えております。

○ 中森慎二委員

それは何、地震の、例えばガルが大きくなったとかって、そういうことなんですか。振幅が大きくなったのか、何がどう変わったんですか。

○ 石田道路整備課長

例えば大きく建築もそうですけれども、ああいった阪神・淡路大震災があつたりということで、議員おっしゃられるように新たな見地からそのモデルとする振り幅であるとか、振幅等が新しくなってきたおるといふことだと思えます。

○ 中森慎二委員

参考に聞かせてよ。完了している42橋というのは、その新基準に照らし合わせるとまだ対策せないかんものが出てきておるんですか。

○ 村山繁生委員長

42橋の中にも。

○ 石田道路整備課長

済みません。基準等も変遷がありまして、実は過去から我々、耐震を進めさせていただいておりますので、ちょっと、その42橋のうちの内訳がどれだけがどうなのかというのは、今この時点で資料をちょっとお持ちさせていただいてございませんので、少しお時間いただきまして、また資料をご提供させていただきたいと考えます。

○ 中森慎二委員

後日でもいいですけど、新基準が示されたときに、対策したものがそれでクリアしているかどうかというのは調べてあるわけでしょう。

○ 村山繁生委員長

そういった資料は出るんですか、すぐに。

○ 石田道路整備課長

済みません。資料の、いわゆる整理の仕方ということも含めてご確認させていただきまして、ご説明ができるものとしてご提供できるようにさせていただきます。

○ 中森慎二委員

重要な話なので聞いているんだよ。新しい基準が示されて対策済みの落橋対策は、その基準にはまっているのか、はまっていないのか調べていないわけ、そうしたら。

○ 石田道路整備課長

申しわけありません。橋梁の長寿命化計画を作成させていただいた折に確認はさせていただいているはずですが、ただ、どういう形でどうというのを細かく、私、今の時点で把握してございませんので、いま一度確認させていただいてご提供させていただきたいと思えます。

○ 村山繁生委員長

もし午後からの再開のときに、そういった資料、提出できますか。

○ 石田道路整備課長

ご提供できるように努めてみたいと思います。

○ 村山繁生委員長

じゃ、そういうことで、中森委員、午後の再開からまたお願いできますか。

じゃ、これで、一応お昼ということで、暫時休憩したいと思います。じゃ、午後1時から再開ということで、よろしく願いいたします。

12:00 休憩

13:00 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、午前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の最後の中森委員に対しての資料がまだちょっと間に合わないということでございますので、その部分は資料ができ次第ということで、申しわけありませんがちょっと後回しにさせていただきまして、ほかのことからまた再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 伊藤修一委員

道路でもいいんですか、別の……。

○ 村山繁生委員長

課長はみえますので、よろしいです。先ほどのこと以外で。

○ 伊藤修一委員

アンダーパスの話なんやけれども、保守管理が4カ所で、ポンプ場が12カ所ということなんやけど、この4カ所と12カ所という差がついておるように思うやけれども、アンダーパス、いろいろ事故とかがあるとやっぱり皆さん心配されるところがあるんやけど、こういう保守管理で4カ所選定した理由とか、それからポンプ場が12カ所で、それで間に合う

のかどうか、そこら辺の基準とか、そういうのはどういう考え方があるんやろうかというのを1回教えていただきたいんですが。

○ 石田道路整備課長

済みません。道路整備課の石田でございます。

今、アンダーパスのポンプ場の関係でご質問をいただきました。

まず、アンダーパスに設置されたところ12カ所、これについては、例えば国道1号であるとか国道23号であるとか高規格な道の、どうしても少し市道のほうが掘り下がって道になっておるといようなところ、それから、そのほか低いところということで、12カ所を選定させていただいています。

一方、4カ所、業務管理の委託をさせていただいていますが、これは、具体的には市場町では下野保々線の幹線道路になります。それであるとか、滝川町は、これは連続立体交差の関係で昨年度県のほうから移管しました、いわゆる近鉄の下のアンダーパスになります。そして、河原田町のは、よくご存じの市道のアンダーパスでございますけれども、小学校へ直接当たる道、国道23号と結んでおる道です。内堀町のアンダーパスは、これは国道23号の下のアンダーパスで、市場へ入っていく道で、大型車を含めて非常にこれも交通量は多いということです。

その12カ所のうち4カ所については、特に交通量、利用の状況を勘案させていただいて、こういった遅滞ない対応ができるようにということで、業務委託をお願いしておることになります。明確な基準というのはございませんけれども、少なくともほかの路線に比べまして、こちらは、例えば車線があるような大型、それから交通量が一定見込まれる路線ということになってございます。

○ 伊藤修一委員

ポンプを設置しておるところが12カ所ということは、ここはやっぱり排水をせなあかん用事があるというわけやと思うんやね。ポンプというのは実際に自動で運転できるもんなんやろうか。

○ 石田道路整備課長

このポンプでございますけれども、大体道路面よりポンプ自体は下の位置に入っており

まして、そこに水がたまるスペースがございます。そこで通常ですとフロートの装置、浮きのセンサーをつけまして、一定量になればモーターが、ポンプが稼働して排水を行うと。基本的にはそういう機構になっておりまして、自動で運転できるということになっております。それで、自動で運転しないといけないので、ふだんからメンテナンスをせないかんということで、12カ所の委託をお願いしておるといようなことでございます。

○ 伊藤修一委員

そうすると、四日市の場合は、その12カ所が一応特定している危険箇所ということで判断させてもらっているのか。それと、保安の管理業務委託が4カ所ということやけど、やっぱりこれ、初動の管理が一番大事やと思うんやけれども、その初動の管理は、この4カ所だけでいいのかどうかということがすごい心配なんやけど、交通量と言われるとそうかもわからんし、いろんな事故なんかというと小さい車や、まちから出ていくときなんかは天候というか自然のことやもんでいろいろ状況があると思うんやけど、この4カ所をふやしていくとか、そういう考え方はないのやろうか、どうやろうかと。

○ 石田道路整備課長

今の委員のお話の中には、二つのお話が入っているかと思います。一つは、災害対応で現状を把握して対策をするところのところと、もう一つは、委託によってそれを担保するお話があったのかなと思います。

実は災害対応になってきますと、これはポンプでございますので、雨に対する対応になります。通常から我々もそういった雨に対して弱い箇所、それから、こういったポンプをつけている箇所を把握させていただいておりますので、事前、それから雨の最中のパトロール等で様子を確認させていただいて、対応させていただいているというところでございます。

現状のところ、今この4カ所とこの12カ所ということで、今のところ新たに追加するというようなところは考えてございませんが、今後、最近の降雨の状況であるとか、場合によっては周辺の土地の利用の変化などがあると思いますので、必要なときにはまた検討していかないかんということは考えるところでございます。

○ 伊藤修一委員

大体説明を聞きまして、現状としては精いっぱいいろいろやっていただいておりますということはよくわかりますが、何せ災害のことは予測もつかんことがあると思いますので、今後、保守管理業務とか、それから、12カ所以外でも何かそういうふうなことが必要な場合もあるかわかりませんので、絶えずそういうふうな検討なり、またその課題意識なんかはお持ちいただいて、業務のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 三平一良委員

朝明新川の改修整備が全額減額補正になっているんですが、ここ、毎年道路冠水したり、稲に被害があったりするわけで、これ、いつになるのかという話と、谷口議員の一般質問の際に、第二名神の工事の影響でという話があって、調整池ができれば解決するという話やったんやけど、その調整池というのはいつできるの。

○ 伴河川排水課長

調整池につきましては3カ所ございまして、今、そのうち2カ所はもう供用してございます。残りの1池ですが、こちらのほうは平成29年度末に供用と伺っております。

○ 三平一良委員

平成29年度末ということは、平成30年3月ということやわな。そうすると、ことしの秋の冠水とか稲に対する被害というのが予想されるのやけど、それについての対策はどうするわけ。

○ 伴河川排水課長

申しわけありません。ことしのというわけではございませんが、ご質問に対する答弁の中にもございましたように、底張り、午前中でお話しさせていただいた改良の工事とは別で、上流部分の河川の底張りを今やっております、あちらのほうを前倒しして、一応平

成29年度中に小学校のあたりまで整備したいというふうに今考えております。

○ 三平一良委員

そうすると、もうそれで冠水が起こらないというふうなことで底張りをするということがなんやね。

○ 伴河川排水課長

今のところ、下の改修もですし、底張りも流量の能力のアップにはつながりますので、それなりの効果は当然発揮するとは考えておりますが、このところの降り方もございますので状況を見てというところかと思いますが、まずは、能力アップには当然つながる工事でございます。

○ 三平一良委員

いやいや、だから、ことしの流量とかそういうのは把握してみえるわけやんか。冠水した際の流量とか、そういうのは把握してみえるわけでしょう。それには底張りをすれば至らないというふうに考えてみえるんやね。

○ 伴河川排水課長

申しわけありません。一概に今年度のあの雨のときのあの雨量でどれだけ影響があるかというところはなかなか難しいところなんです、特に台風16号のあの降り方を見ますと、やはり短時間にかかなり集中して降ってございますので、あれに対応するかどうかというのは、ちょっと厳しいところもあろうかと思えます。

○ 三平一良委員

そうしたら、第二名神の道路整備も大切やけど、先に調整池の整備をするような話を国土交通省にしたほうがええのと違う。

○ 川尻都市計画課長

都市計画課、川尻です。

第二名神の工事の進捗と、その関連する事業につきましては、日々我々もNEXCOと

調整等はさせていただいておりますが、全体の工事の進捗度合い、道路の工事、それから侵入する車両の行く場所とか、それも含めて調整をさせていただいております、なかなか、その工事の時期について、すぐに前倒ししてやれるかどうかということの回答はちょっとできませんので、NEXCOのほうに一日でも早く工事に着手できるようなことを依頼はしていきたいと思っております。

○ 三平一良委員

いや、もう冠水するのがわかっておったら、そして、原因は第二名神の工事やということもわかっておるわけでしょう、冠水したり、被害を及ぼすというのは。違うの。

○ 山本都市整備部長

三平委員から朝明新川のご質問をいただきましたので、本会議でもご答弁させていただいておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

基本的には、今の交付金事業でやらせていただくところが全部完成した上で、日永八郷線の下をくぐっておるボックスカルバートの形を、箱型のところのものを改良しないと全部の問題は解決できないと思います。

今回の場合は、米洗川のほうでやはり被災したということもありまして、国のほうにも災害査定やらその辺の中で、人家も近いというところでご要望をさせていただいた上で、補正のほうもいただいたような格好になっております。

これで米洗川のほうがあらかためどがつきましたもので、これから準用河川のほうは朝明新川のほうに向けさせていただきたいなとは思っています。ただ、ことしの場合、ちょうど並行して走っております下野保々線の橋梁の桁作製のほうにちょっと重きを置かせていただくのと工程が重なるということもありまして、朝明新川のほうはちょっと減額せざるを得ない状態もありました。

ですので、議会のほうでご答弁させていただいたこともありますので、NEXCOのほうには少しでも早くというところ、平成30年度完成ということがあって、全体工程の中で施工できる時期は限られておりますが、来年の出水期における対応ができるよう、NEXCOのほうには再度、調整を図らせていただいて、委員ご心配いただいております点が解消できるよう進めさせていただきたい、そのように考えております。

○ 三平一良委員

いや、被害が予測されるような改修状況ではあかんわけですよ。ことしと同じような状況が続くのであれば一日も早く解消するのが当然の話で、よく道路が陥没して車に被害があったとか、そういうのもよく見られるわけで、そうすると、今度被害が起こったときは、あなた方が賠償せんならんよ。一日も早く改修していただくように要望します。

○ 村山繁生委員長

関連。

○ 加藤清助委員

今、三平委員おっしゃった指摘の関連で、先日も谷口議員から写真も含めて提示があって、今指摘があったように、原因は明確になっておるわけよね、第二名神の第3の調整池ができていない。下流の朝明新川の越水で田畑浸水が繰り返している。その底張り、流下をよくするためにというのは多分下流部からやっていますよね。あの浸水しておった下流部のほう、小学校までと言うけど、小学校の下流のほうの会社のあたりの写真が載っておったよね。すると当然、来年の夏場の雨のときは、さっきあったように、また同じようなことが繰り返されるといのはもう見え見えでわかっているわけですよ。

今回の補正は交付金の査定が、米洗川のほうは増額の9000万円がついた、片方の朝明新川はもうゼロになった。だから、明暗を分けているわけですけど、そういうふうな査定になったというのは、当然、要求している側は根拠をもとに要求していて、こういう査定になったというのは、評価は、さっきちらっとあった米洗川のほうが人家が近くにあるという理由のようですが、そういう理由でゼロ査定で、片方は速度を上げるために増額のあれで割り当てたということなのかというのを確認したいのと、そうすると、それは朝明新川はすぐそばに人家があるということではないけど、田畑はあるわけで、稲作とかそういうのもやっていたら、当然被害が出たら、それは農業共済はあるかと思うけど、じゃ、それはもう農業共済で被害補償してもらってくださいという対応で済ませる話なのか、田んぼやで後回しになっても構わへんと思っはみえないと思うけど、その査定のいきさつの評価は、どういう報告でそういう査定になったんですかね。

○ 伴河川排水課長

まず、交付金の査定というか、配分の考え方のところなんですが、先ほど部長からもありましたように、まず場所的に人家が近いというのもございますが、あと、現状、被災した堤防自身が崩れ落ちたというところもありまして、国、県と調整した中で、米洗川を優先すべきというところがございますが、米洗川のほうに増額補正をさせていただきたいというようになってございます。

それとあと、朝明新川の農耕作しているところへの影響もあるところをどう考えるかというところなんですが、先ほど調整池の話の中でもさせていただきましたように、まず残りの調整池自身も、本来ですと新名神高速道路の供用に合わせて調整池も供用というところを依頼していく中で、仮で供用を始めてもらうというところで、1年前倒ししていただいております。

それと、あわせまして底打ちのほうも、これも何とか急いで来年度中にできないかと、今、そういうふうな方向で進めておるところでございます。

○ 加藤清助委員

交付金の配分は市の意思で、こういう米洗川と、一方の朝明新川の配分のゼロ査定は決めたということではないんですか。

○ 伴河川排水課長

まず、配分自身は県がしております。そういう中で、県が配分する前より米洗川の進捗を図りたいということは申しておりましたし、そういう最中に今回の被災ということもございましたもので、そういうところを勘案していただいて、県のほうで配分していただいたのが、こういうふうな形になってございます。

○ 稲垣都市整備部理事

若干説明が不足しておりますので、補足をさせていただきます。

三重県からの配分は、国から県のほうに一括でパッケージで金がついてまいります。それを各市町に分配すると、そういう仕組みにはなっているわけですがけれども、まず、四日市市のほうで米洗川が非常に危険な状況にあるということもございまして、何とかならないかということで、三重県を通じて国のほうにも実情を伝えて、補正予算の獲得というのを、補正予算がありますよという提示がある前からやってまいりました。

その結果の中で、被災をしたということも受けまして、三重県のほうでも四日市のほうに大きくそれを当てるんだというような形でご相談をさせていただいて今の現状になったという、そういうところがございます。その形で何とか今回いただいたお金で米洗川のほうは全体の形がつくようなところまでやっと思行けたというところが一つでございます。

一方で、朝明新川ですけれども、河川事業のお金をそちらに集中するというところで、事業の進捗が遅れないように、並行して進んでおります道路のほうでかかる橋の桁の製作——これ、非常にお金がかかりますけれども——のほうを国に要望して行って、両事業とも大切な事業でございますので、できるだけ進めようという努力をして、今回の2次補正の予算獲得ができたというような経緯でございますので、朝明新川につきましても、今後米洗川が一段落しますのでより進めていけるということで、頑張っていきたいという形でのお願いでございますので、ご理解賜りたいというふうに思っております。

以上です。

○ 加藤清助委員

原因的には、第二名神の工事での調整池の設置が原因だと思うんですけど、だから、第二名神そのものの地元の説明というのは、三つの調整池をつくりますから朝明新川への影響負荷が今以上に超えないようにするという説明の中でやってきているけど、それはできた後の結果の話であって、それをつくる過程の中でそもそも考えられる対応というのは、NEXC Oだとかそういうところがやっぱり責任を持って下流部への対応というのが不足したのではないかなというふうにも言わざるを得ないかなというふうに受けとめておりますので、今後の中で、早い対応を求めていただくしかないかなというふうに思います。

あと、もう一ついいですか。違うやつで。

○ 村山繁生委員長

どうぞ。

○ 加藤清助委員

総括表を見させていただいて、今回、交付金の補正も含めて比較表が載っていて、一番右端に、じゃ、対予算額比はどうなるのかなというふうに数字も出ていて、ちょっと目にとまったのが、真ん中ら辺の交通安全対策費の交通安全施設整備費というのが8200万円の

減額事業費補正があつて、最終の対予算額比で77.84%になるというのも際立っているし、あと、下の街路事業費のところも減額の影響で対予算比が68.36%になるというね。こちら辺の影響をどう見て、交付金だからそれ以上はおりてこんもんでどうしようもないんだけど、じゃ、さっきのような事例が、そのことによって、当初予算で計画していた事業が遅れることによって、マイナス影響だとか被害だとかということにもつながっていくわけですよ。

とりわけ、交通安全施設整備というと、通学路は教育委員会のほうもやっているし、さっき説明があつたように、災害でのカーブミラーの破損の復旧だとか、当然急いでやってもらう部分はいいんですけど、中身を見ていくと、資料の中にも、経済対策の交安の部分で、補正が9200万円減つたという部分とか、あるいは単独一般財源で1500万円、さっきのカーブミラーとかガードレールの補修で上がっているのと、あと、その間にある通学路安全対策で500万円減額で、9200万円に対して1000万円ぐらいのプラスの差し引きの8200万円のトータルの減額補正ということになってきているんですけど、絶対額の問題でがたと対予算額比、パーセンテージが7割台、6割台に落ちてしまうという、そういうことはあるんだけど、この影響を本当にどう見るのかなということと、来年度に向けての考え方や見解だけ聞かせておいてもらわないと、大きい補正と対予算額比の激減があるので、ちょっと見解だけ求めておきたいと思いますが。

○ 村山繁生委員長

どなたが。

○ 石田道路整備課長

道路整備課の石田でございます。

私のほうからは、加藤委員のご質問にありました中で、特に通学路の関係でお答えさせていただきたいと思います。

今回、15ページのほうでは、18番の東阿倉川13号線ということで、500万円の減の補正をお願いしているところです。かねてから、これは6月であるとか、前年の2月であるとか、交付金が非常に厳しい状況にあるという中で、基本的に交付金の獲得については、午前中にも申し上げましたけれども、積極的にいかせていただいています。よりできるだけ進捗ができるような要求にさせていただいています。ただ、国中の大きな流れの中で、そ

のうちの何割というようなところになっています。

その中で、私どもも、例えば通学路についてはこの東阿倉川13号線を含む他の事業もだかえておりますので、そういった中での進捗にかかわる整理であるとか区間の見直しであるとかというところで、全体をできるだけ整備できるというように考えているところでございます。そういったところでご理解いただきたいと考えるところでございます。

○ 伊藤市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、伊藤でございます。

私のほうからは、街路事業費というところの中で、対予算額比68.36%ということについて、その差と対応ということでご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、この内容でございますけれども、済みません、皆さん、補正予算書はお手元にありますでしょうか。平成28年11月補正予算書の50ページ、51ページというところで、土木費第6項都市計画費、第3目街路事業費というところで、右側の説明のところでございますけれども、連続立体交差関連事業費というもの、それから負担金というところで連続立体交差事業負担金8200万円ほどの減というものが、今回のこの減のほとんど——あと事務費は別としまして——を占めているものです。

それで、もう一度、私ども都市整備部の予算常任委員会資料に戻りまして、21ページと22ページが先ほどの補正予算書のものに当たるものです。

事前の説明でお話をさせていただきましたけれども、三重県が進める近鉄川原町駅付近連続立体交差事業というところで、三重県の交付金の額がまず、7月当初は30%というような交付金の割り当てでございました。具体的な数字を申しますと、事業費8億7000万円ほどの事業費に対して2億6000万円ほどという、3割といった事業費しか来ていなかったというのが現状でございます。

その後、これでは当然事業の遅れがかなり大きくなるということで、私どもも一緒になり三重県と中部地方整備局、また、国土交通省の本省のほうにもお話をさせていただいて対応をしてきた中、この10月の追加補正によりまして2億4300万円ほどが追加され、当初から比べると全体事業費としては約6割近くまで何とかついたというような状況でございます。

この連続立体交差事業を平成19年ごろから始めさせていただいて、本来であれば平成29年度、来年度に完成というようなことでこれまで進めてまいりました。ただ、ことし、平

成28年度、来年度残り1年という中で、もともと今年度予定していました額の6割しか来なかったということで、現実的には平成29年度の完成への対応というのはちょっと困難な状況となっています。

ただ、これについても国土交通省等に強く三重県を通じて要望していきたいというふうには思っておりますけれども、どうしても言いわけにはなるんですけれども、国のほう、全国で二十幾つのこういう連続立体交差事業というのをやっている中で、近鉄川原町駅付近につきましては、ことしの5月8日に上り線が高架化され、上下線ともこれで高架化された。一応形上は踏切がなくなったということで、国土交通省のほうはやはり踏切解消というのがこの事業の大きな目的であるということで、やはりその目的にまだまだこれから達しなければならぬ地区への配分をふやしているということが状況にありまして、国のほうを確認してみますと、高架化されたところについてはどうしても交付金の額が下がっているというのが現状としてありますので、非常に今後の対応という意味ではつらいところではありますけれども、国に対しては強く要請をしていきたいと思っております。

以上です。

○ 村山繁生委員長

いいですか。

他にいかがでしょうか。ございませんか。

まだ資料はちょっと、まだですね。どのぐらいかかりますかね。中森委員、それは採決にかかりますよね、求めている資料。

○ 中森慎二委員

きちっとした資料をくれなんて言っていないんだけど、だから、検討したものがあるのなら、それをもとに説明してもらえばいいんだ。あるの。そんなもの、出てこやへんのなら検討していないのと一緒のこと。

○ 石田道路整備課長

今、計画書の中からちょっと抜き出しの作業はさせていただいています。ただ、明確に、これ、例えば昭和31年からとか何度か変わっておりますので、その中で少しでも整理をということでさせていただいております。今、ちょっと資料が入りましたので、少し我々目

を通させていただいて、それをお手元にお配りできると思いますので、もうしばらくお待ちいただけませんか。

(発言する者あり)

○ 石田道路整備課長

委員、申しわけありません。今、できてきましたので、お手元にお配りさせていただきたいと思います。

○ 村山繁生委員長

じゃ、説明してください。

○ 石田道路整備課長

お待たせして済みませんでした。

それと、午前中、橋梁の耐震、落橋の部分、終わっているところということで42橋と申し上げました。済みません、午前中持ち込んでおった資料にちょっとそごがありまして、もう一度確認をさせていただいたところ、41橋ということでございました。まず訂正をさせていただきます。

そして、その41橋について、どういう時点での技術基準に基づいているのかということを示させていただいたものが、お手元にお配りさせていただいた資料になってまいります。

古くは昭和14年から鋼構造の道路橋示方書等あるんですが、実は明確に落橋防止について記述されたというのが昭和47年の道路橋示方書の改定でございます。それ以降についてが対象になるということで、ここに示させていただいております。

41橋のうち、こちらにありますように、昭和47年の道路橋示方書につきましては、四日市の41橋のうち14橋、昭和55年の道路橋示方書につきましては1橋、平成2年につきましても1橋、平成6年の道路橋示方書につきましては3橋、それから平成8年の道路橋示方書は——これは阪神・淡路大震災を受けての改定になっております——17橋。そして、済みません、これ、Sになっておりますが、Hの間違いでございます。平成14年の道路橋示方書、これについては5橋ということになっています。

そして、最新では、現在も作業をさせていただいているものについては平成24年の道路

橋示方書、これ、東日本の震災を受けての最新の改定になっておりますけれども、そういったことが示されておるといふことをごさいます。現状、この中で進めさせていただいてあるといふことをごさいます。

○ 村山繁生委員長

じゃ、中森委員、質疑をお願いします。

○ 中森慎二委員

だから、平成24年の一番新しい道路橋示方書に基づく内容と対比すると、落橋防止対策を施した橋梁の中でもまだ手直しをしなくちゃならないものはどれだけあるんですかといふのを聞いたんですよ。これは答えなの。どう見たらいいんですか。

○ 石田道路整備課長

済みませんでした。委員のご質問の趣旨につきましては、実は平成8年が、先ほども申し上げたように阪神・淡路大震災のデータをもとに改定されておまして、最新のものでさせていただくというのが一番ですが、例えば平成8年以降に対策をしたものについては、何らかの緊急の措置で耐震を追加してするという範囲から外そうやないか、いわゆる平成8年の道路橋示方書が一つの線となっておるといふことをごさいます。

ですので、新たにこの平成8年と平成14年で、四日市市22橋あるわけなんですけど、例えばこの橋梁については一定の耐震の基準を満たしておるといふことになってくるわけをごさいます。それ以前のものについては改めて、例えば長寿命化をやる、耐震化をやるというときに、15m以上の重要橋梁については改めて耐震化を検討し、実施していくといふことになるといふことをごさいます。

○ 中森慎二委員

落橋という話そのものが阪神・淡路大震災以来出てきた話だと思うんだけど、主にはね。だから、平成8年以前のは問題があるといふことなんですか、落橋対策してあっても。そういうことなんですか、簡単に言うと。

○ 石田道路整備課長

昭和47年に初めて落橋の、実はこれ、設計の水平震度、どれだけ揺れるかという数字が新しく制定されたのが昭和47年です、こちらにもちょっとあるんですけども。一定のものは持っておるんですが、平成8年に大幅にそういった考えが新たになっておりますので、平成8年以降は一定のものだと、今現状の考えとしては。それまでのものについてはもう一度調査、設計をしてやるという分け方ということになっているかと思っております。

○ 村山繁生委員長

平成8年以降の22橋以外は、平成8年の基準を満たしていないということで、まだ問題があるということではないんですかね。

○ 石田道路整備課長

はい。

○ 中森慎二委員

問題があるかどうかというのは、検証はしていないということなの。

○ 石田道路整備課長

基本的な橋梁の経緯というのは台帳の中で調べさせてはいただいております。ただ、実施に当たりましては、例えば長寿命化も含めて詳細な調査、設計をさせていただいて実施をしていくということになると考えています。

○ 中森慎二委員

市内の15m以上のスパンの155橋梁のうちの平成8年度以降の基準を満たしているのは22橋しかない。それ以前のものについては一定の対策はしてあるのは19橋あるけれども、この検証までは済んでいないと、そういうことでいいわけですか。今後の強靱化なり長寿命化の中にあわせて落橋対策もやっていくと、そういうことですか。

○ 石田道路整備課長

こういった15m以上の重要橋梁につきましては、委員今おっしゃられたように、長寿命化、または耐震化をさせていただくときに十分な調査をさせていただいて、最新の基準で

させていただくということになると考えております。

○ 中森慎二委員

もう最後にしますが、四日市市でつくられた橋梁の計画書みたいなのがありましたよね。具体的などこをどうするかというのが資料には書いていないけれども、私は、落橋対策は急ぐべきじゃないかなと思うんですよ。もちろん長寿命化にあわせてやれば一番ええけれども、桁が落ちてしまったらということが一番問題で、それをできるだけ早く解消するのも一つではないかなと思うんだけど、そこら辺との兼ね合いというのはどう整理されているんですか。

○ 石田道路整備課長

全くそのとおりでございます、実は四日市市、まずはこれまでも、橋梁の長寿命化計画を立てるまでも、跨線橋や跨道橋、落ちてしまうとより一層被害が大きく出てしまう、または復旧復興に支障になるというところから基本的に手がけてきてございます。

長寿命化の計画の中でも、例えば交通量であるとか、もともと重要橋梁というのは15m以上ですので、もし落ちたときに復旧にも時間がかかるという橋梁を選択してやっていくということになりますので、いわゆる落橋防止についても、そういった重要な橋梁から取り組ませていただくということになっているということと考えております。

○ 中森慎二委員

ちょっとやめておきますが、一度また落橋対策の考え方について、改めてちょっと聞かせてもらいたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 荻須智之副委員長

済みません、物すごく基本的なことで失礼な質問かわかりませんが、部長にお答えいただいたほうがいいかもわかりません。会派で、こういう補正で増額になった場合の分配を

どういう順番でやるのか、その基準になるような考え方というのがあるのか、それか、もともとの予算で順番に待っているものから配分するのかということをお願いしたいんですが。どなたでも結構です。

○ 稲垣都市整備部理事

補正予算で、今、どれだけくださいというのを国に申請していくというのがまず第一番になります。その時点で、例えば今回の補正予算は経済対策ということが言われていますので、国からは、一番いいのはその期間内に終われと、今年度中に全部やれというのが第一義的な条件でございます。

と言ってもなかなかできませんので、できるだけお許しくださいという範疇の中で、発注までできれば許してもらえとか、例えば先ほど桁製作の話をさせていただきましたけれども、桁製作はもうつくり始めますので、その時点で経済が動くということなので、割と大きいお金でも認めていただいているといったところがございます。

そういう形の中で、国から言われた時点で今から何ができるかといったところを勘案した上で、できそうなものをまとめて三重県を通じて国のほうに要望していくと、そういう形態になっております。

そういうことですので、まずは要望をかけていく時点で、一定の箇所づけをした上で要望しているというのが実態でございます。その上で、今回はかなり補正を認めていただきましたので、要望していったものについて事業を進めていくという形で進めさせていただいております。

以上でございます。

○ 荻須智之副委員長

先に要望ありきということですね。わかりました。ありがとうございます。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論はございませんので、これより分科会としての採決を行います。

反対表明もないものですから、簡易採決により行います。

それでは、議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第13款災害復旧費、第2項土木施設災害復旧費、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するべきものと決しました。

全体会送りのことはどうでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

全体会送りもなしということで決しました。

[以上の経過により、議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第2項道路橋梁費（関係部分）、第3項交通安全対策費（関係部分）、第4項河川費（関係部分）、第6項都市計画費（関係部分）、第13款災害復旧費、第2項土木施設災害復旧費、第2条繰越明許

費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

以上で、議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）に係る都市整備部所管部分の審査は終了となります。

理事者入れ替えになるんですね。理事者を入れ替えて、これからはまた付託議案のほうに移りたいと思いますので、じゃ、理事者入れ替えは時間かかりますか。

（発言する者あり）

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

議案第55号 四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場等施設の指定管理者の指定について

議案第56号 市道路線の認定について

○ 村山繁生委員長

ここからは都市・環境常任委員会として、当委員会への付託議案2議案についての審査を行ってまいります。

まずは、議案第55号四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場等施設の指定管理者の指定についての審査から始めます。

議案第55号四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場等施設の指定管理者の指定について、説明を求めます。

○ 矢田道路管理課長

道路管理課長の矢田でございます。よろしく申し上げます。

議案第55号四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場等施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

タブレットに配信してございます都市・環境常任委員会資料の議案補足説明資料左上に記載してございます24分の4をご覧ください。よろしいでしょうか。

(1) 指定管理の業務内容としまして、資料箇所図に記載してございます四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場、四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場におきまして、自転車等の利用者に安心して駐車するスペースを提供するため、また、放置自転車をふやさないようにするために、自転車等駐車場の管理運営とレンタサイクルの貸し出し業務を行うもので、期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

(2) には、募集及び選定までの流れを記載しております。本件の指定管理者の審査につきましては、外部委員6名で構成する選定委員会により募集要項の審査、応募者ヒアリング、総合審査をしていただき、提案内容と価格を総合的に判断していただきました。

審査結果につきましては、24分の5ページに記載しております。友輪株式会社、葛井株式会社、ミディ総合管理株式会社の3者の応募がございました。友輪株式会社の提案内容の評価点は47.3点でございます。提案価格の評価点は34.4点でございます。得点合計は81.7点で、友輪株式会社が1位となりました。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございますが、皆様、ご質疑があればご発言ください。

○ 加藤清助委員

資料の2ページ、3ページに審査講評が記されてありまして、友輪のほうに優先権者というのが決まったということで指定管理者になるんですけども、3ページのところに、友輪からは電子決済導入とか云々かんぬんの新たな取り組みの提案がなされまして実現性が高い提案と評価したとあるんですけど、この指定管理は、平成29年4月1日から5年やるんですけど、来年の4月1日からこの新しい提案が実現されるという理解でよろしいのでしょうか。

○ 矢田道路管理課長

準備に多少は時間がかかると思うんですけども、4月1日を目標にしております。以上でございます。

○ 加藤清助委員

提案価格の点でも2番目に安いところになるんですが、ここは初めてじゃないよね、この指定管理って。2回目だよ。1回目の指定管理と同じところかなとは思いつつ、そうすると、提案価格は、前の契約というか、指定管理料と比較してどういう違いがありますか。

○ 矢田道路管理課長

友輪ですけれども、友輪は、平成18年度から、18、19、20年度と、まず3年間指定管理をやっておりまして、その後も、平成21、22、23、24、25年度とも指定管理をやっております。今回で3回目になります。

○ 村山繁生委員長

提案価格の違いは。

○ 矢田道路管理課長

提案価格なんですけれども、友輪は、電子マネーであるとか、それからあと、地元の観光協会と提携してお客を集めるであるとかというところが大変評価をされたんですが、葛井のほうも独創的な提案がありました。例えば自動販売機を駐輪場の中に置いてサービスをふやし、なおかつ収入を得るといふようなことが言われたんですが、公共施設の中に自動販売機を置くとなりますと一般競争入札等になりまして、葛井が……。

○ 加藤清助委員

違う、違う。友輪がずっと平成18年度からやってきておるんやけど、今回の来年4月からの提案価格と過去の友輪の提案価格との違いは何ですか、違いはありますか聞いています。

○ 矢田道路管理課長

申しわけございません。そこまでわかっておりません。

○ 村山繁生委員長

調べやわかるがな。

○ 加藤清助委員

実績はあるんやで。

○ 村山繁生委員長

前のやつを見やわかるわな。

(発言する者あり)

○ 岡村道路管理課課付主幹

道路管理課、岡村でございます。

一応、前回の指定管理は3年間でやっております。ですので、5年間と3年間ではちょっと金額の総額が違いますが、今年度というか、平成27年度の1年間のこちらの指定管理料というか、予算の規模としましては3100万円ぐらいの規模になっております。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

前回、同じ友輪がやっていたもので。

○ 加藤清助委員

平成18年度からずーっとやっておるんでしょう。それで今回は3回目なんやろう。だから、前回5年と今回の5年を比較した違いを言えばいいだけと違うの。

○ 村山繁生委員長

同じ友輪で前のデータがありますよね。

(発言する者あり)

○ 岡村道路管理課課付主幹

申しわけありません。ちょっと今資料がございませんので、調べてきます。

○ 稲垣都市整備部理事

済みません、請負価格は今、調べて、後でご返事させていただきますけれども、条件が若干違っておりました、今回からレンタサイクルを入れていますので、その分の違いはあると思いますけど、資料のほう、今連絡させて、間に合うようにさせていただきます。

○ 加藤清助委員

だから、新しい提案があって優位だということで、来年の4月1日に間に合うように努力してやってもらうと言うんだけど、じゃ、契約の金額は、その新しい提案も含めて値が上がっておるのかなという確認をしたかったもので聞いただけやけど、そんなのわからんと言われて、こんなのを出してきてもらっても困る話やわな。

○ 村山繁生委員長

じゃ、今ちょっと調べに行っていますので、ほかのことで、加藤委員。

○ 加藤清助委員

いやいや、ほかのことって。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 伊藤修一委員

つなぎだけ。電子決済というのは具体的にどういう話で、それで、観光協会の連携というのは具体的にどんな提案やったんか、中身だけちょっと教えてください。

○ 矢田道路管理課長

電子マネーの件なんですけれども、TOICAやら何たらかって、たくさんありますや

んか。あれを使うと言うていましたわ。

(発言する者あり)

○ 矢田道路管理課長

済みません。

向こうの提案のやつは、K I P S、それからP i T a P a 等と書いてあります。

以上でございます。

○ 山本都市整備部長

ちょっと不適切というか、少し足らなんだもので、いわゆる交通系 I C カードのほうが導入できるような格好、ですから、全国の交通系カードいずれでも使える。ですから、非常に広く対応できるというカードになります。

○ 村山繁生委員長

そういうことです。

伊藤委員、よろしいか、つなぎのほう。

○ 伊藤修一委員

観光協会をお願いします。

○ 矢田道路管理課長

地元の観光協会と連携いたしまして、レンタサイクルの利用促進であるとか、駐輪場の P R をしていくという提案がありました。

以上でございます。

○ 伊藤修一委員

大体そうかなという気もしておったんですが、結局、これから観光協会さんと連携していくというとやっぱりある程度政策的に、いろんな自転車利用促進を図ってもらうために誘導していけるような提案というのが具体的に何かあったのかなという、そういうふう

なことでお伺いさせていただきました。また市のほうでも、都市整備部はいろんな部分にもかかわっているところもあるし、商工農水部の範囲もあるかわかりませんが、ぜひ有効に活用していただけるようお願いしておきたいと思います。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

何かありましたか。よろしいの。何か言いたそうやった、違うの。

他にいかがでしょうか。ございませんか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、もう後は、今の加藤委員の質問の……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

わかりましたか。

○ 岡村道路管理課課付主幹

どうも済みません、お待たせしました。

ミディ総合管理株式会社が3年間の提案価格945万円と……。

○ 村山繁生委員長

いや、ミディじゃなくて友輪。

○ 岡村道路管理課課付主幹

友輪ですか。友輪は3年間で502万円です。

○ 村山繁生委員長

今までは3年ばかりだったんですね。友輪ね。3年ごとでだったんですね。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

5年もあった。それなら、5年のが幾らでした。1回目が3年で、2回目は5年だったんですか。じゃ、5年のときは幾らだったんですか、友輪の5年間は。

○ 岡村道路管理課課付主幹

今現在、指定管理をしていただいているのがミディ総合管理というところで……。

(発言する者あり)

○ 岡村道路管理課課付主幹

済みません、そちらのほうはちょっと調べてまいりますので。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

何でそんなのすぐわからんの、それ。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

じゃ、もうちょっと休憩します。10分再開で。

14 : 00 休憩

14 : 11 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、定刻になりましたので、再開いたします。

先ほどの加藤委員の質問ですが、前の5年間の友輪の指定管理の金額を教えてください。

○ 矢田道路管理課長

前回までの友輪株式会社が管理しておったのは駐車場でも南側だけでありまして、今回は南と北と両方が駐車場の管理のエリアになっております。単純に比較はできませんもので、ことし委託をしておりますミディと比較したいと思います。ミディは北と南と両方管理しておりまして、1年間で約315万円の管理費用でございます。

それから……。

○ 村山繁生委員長

1年間で315万円。

○ 矢田道路管理課長

そうです。両方です。

それから、友輪のほうなんですけれども、平成29年度から33年度まで提案がありまして、年によって変わっておるんですけれども、230万円ぐらいから330万円ぐらいまで動いております。年によってちょっとずつ変わっております。

○ 村山繁生委員長

しかし、これ、5年間で6200万円やろう。

○ 矢田道路管理課長

この六千何百万円という金額の中には、中心市街地の自転車放置禁止区域があるんですが、その区域の放置自転車の巡視、撤去、保管、返還業務を随意契約するという格好になっておりますもので、その価格も含めた提案価格になっております。

○ 村山繁生委員長

そうすると、315万円は、その金額はただの駐輪場の。

○ 矢田道路管理課長

315万円の中身は、レンタサイクルの運営と駐輪場の運営となっております。

○ 村山繁生委員長

えらい違いやな、でも。

○ 加藤清助委員

じゃ、6274万円の5年間のあれの内訳は、今聞いておると、南北の駐輪場と中心市街地の放置自転車の整理かな。それは、南北の駐輪場だけやと年間315万円で、単純に6274万円を5年で割ると1000万円は超えるわね。あとの315万円以外の900万円ぐらいは何なの。中心市街地の不法駐輪の整理に委託する業務の指定管理業務なの。

○ 矢田道路管理課長

この6500万円と6200万円の金額の中身なんですけど、5年ですが、1年にすると大体1200万円ぐらいでございます。そのうちの315万円とか312万円が駐輪場の運営とレンタサイクルの運営に当たります。残りの920万円ぐらいのお金は、中心市街地の自転車の放置禁止区域があるんですが、その区域の巡視、撤去、返還、保管、この業務に当たるお金になります。今現在は、その部分はシルバー人材センターに委託しておるんですけども、自転車の関係は一元管理したほうが効率がよかろうということで、随意契約することで予算化してあります。

○ 村山繁生委員長

今回、それをまとめたということ。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、今シルバー人材センターさんがやってくれておるのは幾らでやってもろうとるんですか、その放置自転車は。

○ 矢田道路管理課長

資料がないのであれなんです、おおむね1200万円ぐらいのはずです。

○ 村山繁生委員長

年間ね。

○ 矢田道路管理課長

年間で1200万円ぐらいのはずです。

○ 村山繁生委員長

まとめると、少々安くなるという形なんですかね、そうすると。

○ 矢田道路管理課長

業務の内容をちょっと変えております。シルバー人材センターさんにやってもらっておる中では、巡視、見回りに重きを置いております。今回は、巡視も巡視なんですけれども、保管であるとか、撤去であるとか、そこらに重きを置いておりますもので、ちょっと値段が変わってきております。

○ 村山繁生委員長

よろしいか。

一元化するということですよ。

○ 小川政人委員

そんなのおかしいと思わん。単価が小さいほうは指定管理の契約でやって、多いほうが随意契約でというのは、ひっくるめて一元管理するというんやったら、初めから全部の契約にするほうが正しいのと違うの。

○ 矢田道路管理課長

放置自転車の撤去、回収、巡視という業務は施設の管理に当たらないので、指定管理の中には入れたくても入れられないという事情がございました。

○ 小川政人委員

なら、それはそれで一元管理するのが正しいのか、別々の契約にするのが正しいのか、入札をとればええやんか。指定管理じゃなかったも別に、金額が小さい指定管理のほうに金額の多いほうが随意契約で入っていくというよりも、それはそれで一緒にできやんのやったら別々に、一元管理のほうが安いのか、別々に契約して安い方をとったほうがええのかというのは別でしょう。

○ 矢田道路管理課長

随意契約するほうの金額も、総合評価ということで、指定管理の選定の中の大きな要素になっておりますもので、価格点が35点ありまして、その35点の中にもトータルの金額で評価をさせてもろうてありますので、安い価格で随意契約をしますよという業者のほう有利になってきます。

○ 小川政人委員

指定管理でない金額まで指定管理の評価点に入れておるということ。そんなことできるのか。それ、ちょっと違うだろう、おかしいことないかな。

○ 矢田道路管理課長

この辺も選定委員会のほうでいろいろ揉んでいただきまして、これでいくということになりましたので。

○ 小川政人委員

揉んでもろうたと言うけれども、指定管理をする業務内容は決まっておるんやわな。その業務内容以外の金額を指定管理の評価に入れ込んでいっていいのか悪いのか、その辺、違うでしょう。それは別と違うのかな。全然違う仕事のものを……。

○ 加藤清助委員

小川委員が言われるように、そもそも公の施設の管理運営に関する改正があつて、指定管理者制度が導入されましたよね。あくまで前提は、公の施設の管理の運営に関するやで、さっき言われた町なかの放置自転車のあれは、みずから施設じゃないって言ったんやんか。

それは、法の整合性はとれておるの、そこまではみ出していても。

○ 矢田道路管理課長

附帯業務として随意契約の予定であります。

○ 小川政人委員

附帯業務って、それやったらもう指定管理と変わらへんで。採点の中にも入っているのやで。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

それやったら、公の施設じゃないものをあなた方は指定管理しようとしておるのや。採点の中にその金額を入れようとしておるんやで、それはちょっと違う。

○ 稲垣都市整備部理事

まず、この選定結果のほうなんですけれども、この提案価格というのは、先ほど課長からも説明がありましたとおり、まず駐輪場、それとレンタサイクル、これを、施設を管理していくというものに、先ほど言いました町なかの自転車を持ってきて保管して返すという業務がひつついたものが提案価格という形で評価をしております。

その放置自転車を回収して返すという業務を附帯としている理由ですけれども、今回の運用の中で、レンタサイクルを貸すポートがありますよね。そちらのほうで一括して自転車の回収したものを返す業務とか、そういったものを取り扱っていこうという形で、ワンストップの形にして効率化を図るという目的で、そういう形で考えたところでございます。

結局、施設管理者がここで選ばれた者になりますと、そこのポートを運営する者がそれを返すという業務をするという前提ですので、それが不可分という形で、そちらで随意契約をさせていただくと。それを前提にして選考させていただいたという、そういう内情でございまして。

以上です。

○ 小川政人委員

だから、指定管理の業務でないものの金額を付随しておるもんやと、附帯契約やと言って契約して、評点にまで入れるんやわな、両方の価格をな。指定管理するもの、指定管理してはいけないものの契約単価を合算して、それで指定管理の採点にするわけやんか。要するに、本当は指定管理したらあかんのに指定管理にもう入ってしもうとるわけやんか。指定管理契約をした人にしかその仕事はやらへんのやもん。そうやろう。そんな合わせわざ、ちょっと、これ……。

○ 村山繁生委員長

今回それを一元化して、付随業務のほうも指定管理料として上がっておるわけですね。それやから付随のほうは金額が大きいけど、それでも法的根拠というか、それは別に大丈夫なわけでしょう、確認ですけど。

○ 矢田道路管理課長

財政部局と調整しておりますので、大丈夫でございます。

○ 小川政人委員

財政部局が大丈夫やったら、この間みたいな問題は起こらへんぞ。それはあかんで。

○ 諸岡 覚委員

ちょっと順番に確認したいんですけども、この指定管理を友輪さんがとったわけですよ、今回。金額だけじゃなくて、これまでの経験とか、縦、横、斜めを見てとったと。とってから、このプラス九百何十万円かの随意契約をしたのか、最初から随意契約ありきで、ほかのところもこの見積もりをちゃんととっておるのか、どうなんですか。

○ 矢田道路管理課長

指定管理と附帯業務はセットということで、初めから応募要項に書いてあります。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、ほかの会社も、金額は定かじゃないけれども、このプラス九百何十万円ぐ

らいのものはちゃんとセットで出してきておったわけですね。

もうついでに。

随意契約って、四日市って基準って、幾らまで随意契約できるんですけど。余り高額なやつは随意契約できませんでしたよね。

○ 矢田道路管理課長

随意契約というのは言葉がちょっと違うております。協定を結びますもので、附帯業務と指定管理料とセットの協定を結びます。

○ 諸岡 覚委員

さっき随意契約って言うていましたやんか。

○ 矢田道路管理課長

済みません、間違えました。

○ 小川政人委員

附帯業務の部分も5年間債務負担行為で。まるっきり指定管理やないか。

○ 村山繁生委員長

だから、指定管理料ですわ、もう今回はね。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

指定管理者の指定についてでしょう、これ、議案が。

(発言する者あり)

○ 諸岡 覚委員

そもそも論として議案の出し方が、指定管理として三百何十万円とちゃんと上げて、それとは別に、これだけの予算でここにやってもらうというふうに出さんとあかんのやったん違います、本来論で言うと。出し方が、指定管理料としてと出されると、こっちは当然指定管理全部やと思いますし。出し方問題やないんですか、これ。

○ 村山繁生委員長

問題ないって言うねん。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

いや、指定管理料でしょう。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

それ、違うって言うたらおかしいやないか。指定管理者の指定という、議案やねんで。違うんですか、これ。ちょっと、はっきり答えてくださいよ。

○ 伊藤修一委員

委員長、これ、議事整理してもらって、もうちょっと。

○ 村山繁生委員長

ちょっと確認しますが、これ、指定管理料やないんですか。

○ 山本都市整備部長

申しわけございません。ちょっと整理が悪かったようですので、どうも指定のみの案件のように思えます。議案書のほうにも契約額が入っておりませんので、優先交渉者を決めさせていただくということのように思いますので、少しお時間をいただきたいと思いますんですが、ご無理でしょうか。

○ 村山繁生委員長

はい、わかりました。じゃ、ここはもうちょっと留保します。もう少しきちっと整理してまた……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

その辺の説明をわかりやすいようにまたお願いします。

この件は留保したいと思いますので、ちょっと先に、次……。

○ 中森慎二委員

あわせて、資料をいただきたいのがあるんですが。

○ 村山繁生委員長

はい、どうぞ。

○ 中森慎二委員

指定管理者の提案がいろいろあるんだけど、利用者の立場に立って、利用料金を下げた提案とか、そういうのはなかったんですかね。もっと言うと、今の現状の利用者数をふやすという提案というのは、一番札をとられたところ——友輪ですか——も含めて何かあったのなら、ちょっと資料を出していただきたいなど。また、そういうことも考えなさいということは、指定管理者の募集要項の中には理事者としては入れていないのかな。そこら辺のところもちょっとわかるような資料を出してください。

○ 村山繁生委員長

その辺の資料はどうですか。出ますか、すぐに。

○ 中森慎二委員

というのは、要は、この駐輪場の条例で見ると、利用料金は指定管理者が市長の了承を

得て変えることができるわけですよ。だから、より利用料金を下げればふえる可能性もあるわけで、それは指定管理料との問題も、収支もあるんだけど、そういう意味でちょっとお聞きしているのです、お願いします。

○ 村山繁生委員長

資料は出ますか。

○ 矢田道路管理課長

大至急探させていただきます。

○ 村山繁生委員長

じゃ、議案第55号につきましては、少し整理の時間を要しますので留保します。

先に、議案第56号の市道路線の認定について説明を求めます。

○ 矢田道路管理課長

道路管理課長、矢田でございます。

議案第56号市道路線認定について、ご説明申し上げます。四日市市議会定例会議案61ページをご覧ください。

今回認定しようとする路線数につきましては34路線でございます。資料に記載のナンバー1、ときわ62号線から、ナンバー34、中野72号線までの計34路線で、全て開発による帰属でございます。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

何かご質疑ございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

別段質疑もございませんので、討論に入ります。

この議案第56号市道路線の認定についての討論ございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論ございませんので、採決に入ります。

これは反対意見もありませんので、簡易採決で行います。

それでは、議案第56号市道路線の認定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

[以上の経過により、議案第56号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、これからは協議会と報告がございますので、理事者の入れ替えはありませんので、このまま先にそちらを続けたいと思います。

14 : 31 休憩

14 : 36 再開

○ 村山繁生委員長

続いて、報告がございます。平成28年度第2回四日市市営住宅入居者選考委員会が10月21日に開催され、当委員会の開催までに日数があることから、あらかじめ開催に係る資料をタブレットに送付させていただきました。その送付の際にお伝えしましたとおり、本日、

何かご質疑があれば質疑を受けたいと思いますが、まず、簡単に報告されるんですかね。

○ 森下市営住宅課長

市営住宅課の森下といいます。よろしく申し上げます。

タブレットの24分の20をご覧ください。

平成28年度第2回四日市市営住宅入居者選考委員会についてということでございます。

開催日は平成28年10月21日金曜日、10時から11時30分で開催をさせていただきました。

議事につきましては、議題1としまして、平成28年度第2回定期募集応募者の選考及び抽選会でございます。

募集期間につきましては平成28年10月3日から7日までの1週間、抽せん日につきましては11月7日午前10時からということでございます。

応募状況につきましては、下段の表でございます。30戸の募集戸数につきまして139名の応募者数がありました。倍率4.6倍となっております。

続きまして、24分の21をご覧ください。

議題2につきまして、随時受付団地の状況について、ご覧の6団地につきまして状況をご報告させていただきました。現在、入居待ちの方が12名いるということです。

会議の中での主な質疑につきましては、補欠で選任は必要なのか、住宅の住み替えを認められるのか、大瀬古新町市営住宅と曙町市営住宅の申し込み者が同数だが、重複申し込みはできるのか、持ち家を売却した場合、収入に算定されるのか、また、定期募集に関する入居申し込みの最近の傾向を知りたいというふうなご質問がありまして、それについて、記載のとおりにお答えをさせていただきました。

ご報告は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

報告は以上でございますが、何かご質疑ございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

別段ないようでございますので、本件はこの程度にいたします。

続いて、あすなろう鉄道線の運輸実績について報告がございますので、説明を求めます。

○ 川尻都市計画課長

都市計画課の川尻でございます。

あすなろう鉄道線の運輸実績につきまして、ご報告させていただきます。

タブレット資料24分の24、最終ページでございます。

平成28年度、今年度の上半期の利用の内訳が出ております。前年度比、定期外で0.9%の増、通勤定期は7.9%の減、通学定期に至りましては13.8%の減ということでございます。前年度上半期から12万9000人減少しており、上期で150万人ということで、これは下期のほうが上期より乗降客数が減るという傾向がございますので、年間乗車人員が300万人を割り込む可能性が非常に高くなっておる状況でございます。

運賃収入につきましては、月額3000万円程度確保されております。特に上半期は、昨年度は近鉄自体の安い定期の方が9月前まで、8月ぐらいまで影響がありましたので、どうしても収入が低い状態であったので、今年度はまだ、そういう意味で前年度よりも収入は確保できておるといふ状況でございます。

こういう状況の中で、今、車両の愛称募集や応援アートなど、身近で愛着のある鉄道づくりの取り組みを行っておりますが、なかなか乗降客数の増につながっていないという現状がございます。引き続き、特に減少の大きい高校生に対する対応等々を検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

説明は以上でございますが、何かご質疑がございましたらご発言願います。

○ 諸岡 覚委員

僕もちょっと、ごめんなさい、余り知識がないもので。ちょっと前に何かニュースで、あすなろう鉄道だけ全国のローカル鉄道の中で決算が非公開やった云々みたいな、何かそんなニュースを見た覚えがあるんだけど、それは勘違いやったかな。

○ 村山繁生委員長

決算報告されていますやろう。

○ 諸岡 党委員

ありますよね。何かに対して拒否したんですか。何かそんな、ちょっとニュースになっていましたよね。何やったか余り覚えがない。10月ぐらいにそんなニュースがあったけど、9月か10月か。

○ 村山繁生委員長

何かあったんですか。

○ 諸岡 党委員

記憶違いかな。

○ 川尻都市計画課長

そういうものに関して、我々、全く認識がないんですが、済みません、何か……。

○ 諸岡 党委員

じゃ、勘違いやったかわからん。ごめんなさい。

○ 村山繁生委員長

いかがですか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、別段ご意見もないようございまして、本件はこの程度にいたします。

それでは、都市整備部のほうは議案第55号だけ残して、一旦その間に整理していただいて、環境部を先にやりまして、その後にもう一度その部分だけやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。お疲れさまでした。

○ 中森慎二委員

そのときに指定管理の募集要項もちょっと持ってきて。

○ 村山繁生委員長

じゃ、きちっと整理して、またお願いします。

よろしいですか。それでは、審査順序に基づきまして、環境部の審査を行ってまいります。

まず、部長挨拶をお願いします。

○ 川北環境部長

皆さん、こんにちは。環境部でございます。

今回、環境部のほうは予算常任委員会都市・環境分科会ということでお願いいたしたいと思えます。

一つはいわゆる補正関係のものが3件と、それから、債務負担行為の補正の部分でございます。

精いっぱいご説明と答弁させていただきたいと思えます。どうぞよろしく願います。

以上でございます。

議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第2項 清掃費（関係部分）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費、第3条債務負担行為の補正について、説明を求めます。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課長の伊藤でございます。

11月補正予算参考資料のほうで説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

補正予算参考資料を開いてください。

○ 伊藤生活環境課長

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

何ページですか。

○ 伊藤生活環境課長

まず、18ページをお願いいたします。

18ページ、清掃総務一般管理経費でございます。これにつきましては清掃事業所のほうで清掃労務の臨時職員を多く雇用しておるわけでございますが、今回、平成28年度につきましては、正規職員等の退職等によりまして欠員が発生しました後、ごみの収集量がふえましたところで、臨時職員の欠員補充等のために賃金の増額補正を行いたいというものでございます。補正額につきましては1500万円でございます。

続きまして、めくって、19ページでございます。

ごみ処理施設管理運営費ということでございますが、これにつきましては今年度から、ごみの収集体制、分別等が変わりまして、前年度から事業としては行っておるわけなんですけれども、ごみの集積場を整備しようとする場合に、1カ所当たり上限10万円ということで支援をしておる制度がございます。その中で、今回、9月末時点で約2500万円の執行見込みが出てきておりまして、当初2000万円の予算をいただいていたわけなんですけれども、年度末を勘案いたしまして1000万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、20ページでございます。

都市美化事業費でございます。この12月1日から施行をしております路上喫煙の禁止条

例に関する喫煙所の整備等に当たる費用についての補正でございます。今回、この予算の中で喫煙所の整備ということで、4カ所の屋根部分につきましては本市が整備をいたしますもので、それに関連しまして150万円の補正を、あと、清掃の委託に関しまして23万5000円の委託費をお願いしておるものでございます。

続きまして、ちょっと飛びまして、46ページのほうを開いていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

46ページは、同じく、この路上喫煙の禁止条例に関する経費でございますが、先ほど清掃委託を今年度分の予算をお願いしたところなんです、これにつきましては来年度、平成29年度分の債務負担行為ということで、4カ所の喫煙所の清掃を1年間行うものでございます。限度額につきましては81万円で、来年度分の経費でございます。

あと、続きまして、その他の債務負担行為ということで、本日配らせていただいた2枚ぐらいで、表紙は特になくて、第3表、債務負担行為補正についてというこの表を見ていただけますでしょうか。

○ 村山繁生委員長

さっき配っていただいたやつです。よろしいですか。

○ 伊藤生活環境課長

では、生活環境課分ということで、まず、施設保守管理委託等に要する経費ということで3点上げさせていただいております。

まず、一つ目が市営霊園の除草及び清掃等業務委託でございます。事業概要につきましては、富洲原、塩浜霊園の除草清掃及び富洲原、富田、塩浜霊園のトイレ等の清掃に関する委託業務でございます。債務負担行為の限度額は186万9000円でございます。

続きまして、北部埋め立て処分場の汚水処理施設の管理業務委託でございます。これにつきましては、北部埋め立て処分場から発生する汚水を処理するための処理施設の運転管理を行うものでございます。負担行為の限度額は702万円でございます。

続きまして、南部埋め立て処分場のカラストラップの保守管理業務委託でございます。これにつきましては、現在、南部埋め立て処分場のほうにカラス被害等が発生しておる関係で、カラスの捕獲器なんですけれども、4台設置しております。その保守管理ということでお願いするものです。限度額につきましては200万円ということでございます。

続きまして、一つめくっていただきまして、次が業務事務処理委託等に要する経費でございます。これも同じく、3点でございます。

まず、一つ目がクリーンセンターの運営モニタリング業務委託でございます。これはこの4月からオープンしましたクリーンセンターのほうの運営維持管理を委託しておりますが、それが適切に行われるかどうかを確認する目的で、技術、財務、法務の観点からモニタリングを行うものでございます。限度額につきましては396万4000円でございます。

続きましては、北部埋め立て処分場汚水処理施設水質調査業務委託でございます。

これは、先ほどありました北部の埋め立て処分場の汚水処理施設が適切に稼働しているかどうかを確認するための水質調査を行っております。汚水処理施設から出る放流水、周辺の地下水の水質調査を年12回、浸出水を2カ所、年4回行うものでございます。負担行為限度額は130万円でございます。

最後が南部埋め立て処分場地下水等水質調査及び悪臭物質調査業務委託でございます。

これにつきましても、先ほどの北部の埋め立て処分場と同様に処理水がございすもので、その関係で近辺の地下水の水質調査を年12回、周辺の河川水の水質調査、あと、地下水の飲料水についての水質調査と、あと、周辺の悪臭物質ということで、年4回実施をしております。債務負担行為の限度額は166万円でございます。

説明は以上でございます。

○ 市川環境保全課長

環境保全課の市川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

環境保全課所管分債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。

ご覧いただいております資料の3ページをご覧ください。

まず、施設保守管理委託等に関する経費について1点上げさせていただきます。大気汚染常時監視機器等保守点検業務委託についてでございます。

今現在、市内11カ所で二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質を常時監視しておりますが、大気汚染の状況を的確かつ継続的に把握するため、大気常時監視測定局の監視機器の保守点検を委託するというものでございます。限度額は2256万1000円でございます。

続きまして、業務委託等に要する経費について4点上げさせていただきます。

まず、1点目が特定粉塵アスベストの測定業務委託についてでございます。

アスベストにつきましては、大気汚染防止法に基づきまして、吹きつけ石綿等が含まれ

ている建屋を解体する際には本市の特定粉塵排出等作業届出書が必要となってきますが、その作業が実施される際に、周辺環境への影響を確認するために敷地境界で大気中の特定粉塵の濃度を測定するというものであります。限度額は60万円でございます。

続きまして、微小粒子状物質、いわゆるPM2.5の成分分析調査業務委託についてでございます。

業務概要といたしましては、PM2.5につきましては近年、人への健康影響が問題となってきた大気汚染物質でありまして、平成21年9月に環境基準が新たに設定されたという項目でもございます。そういったことからPM2.5につきましては、大気中の挙動やPM2.5に含まれるイオン成分、金属成分といった2次生成物質について、いまだ未解明なところが多いため、その濃度構成比等について分析調査を実施するというものでございます。限度額につきましては750万円でございます。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

悪臭監視測定業務委託についてでございます。

悪臭防止法の遵守状況を確認するために、定期的に悪臭パトロールを実施し、事業活動に伴って発生する臭気の確認や、また、苦情が発生した際の確認及び測定を実施するというものであります。限度額につきましては109万4000円でございます。

続きまして、水質汚濁監視測定業務委託（その2）についてでございます。

主要な河川に流入する中小河川12河川の水質汚濁の状況及び産業廃棄物処分場からの浸出水の影響を把握するため、定期的に採水し、分析を実施いたします。また、水質汚濁防止法に基づく事業所から排出される排水について、排水基準の適合状況を確認するために定期的に工場への立入調査を行い、水質の分析を実施いたします。また、産業廃棄物不適処理事案、いわゆるダイワテクノ事案でございますが、周辺への環境への影響を確認するために、その下流である鹿化川で年4回、水質調査を実施するというものでございます。限度額は300万円でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございますが、皆さん方のほうでご質疑がございましたらご発言ください。よろしいかな。

○ 加藤清助委員

環境保全の債務負担行為のところだったかな、3ページのところで、特定粉塵アスベストの測定業務委託があるんですけど、これって、公の施設は、アスベストが使われているやつの撤去だとか、アスベストの種類によっては飛散防止の策はもう講じられたと思っているんですけど、民間の事業所だとか建物でアスベストが使われている建物を解体するときというふうにとるんですけど、民間の建物でアスベストが使われている物件というのは市のほうで全部掌握されていて、その解体がいつ行われるかというのは多分届け出の義務があるのかわからんけど、そこら辺の状況はどうなんですか。

○ 市川環境保全課長

吹きつけ石綿の、特に施設ということに関しましてはおっしゃるように、庁内に関しましては数年前に全施設の調査ということをして、管財課のほうで把握しておるという状況ではございますが、民間の事業者、ビルとか建物に吹きつけ石綿が散布されている状況というものに関しましては、私ども環境保全課のほうでは把握してなくて、ただ、恐らく建築基準法で該当するような一定規模以上の大きな建物に関しましては、たしか数年前に国土交通省のほうから調査依頼があって、そちらの部局のほうで調査したというふうには確認はしておりますが、私ども環境保全課といたしましては大気汚染防止法に基づいて、もちろん解体する場合には届け出義務があるというところで、法に基づいて2週間以上、14日以上前に届けなければならないというものに基づきまして適正に対応しておるという状況でございます。

○ 加藤清助委員

すると、事業者がその解体に当たっては届け出義務があると。その解体に際しては市が、1件当たり幾らか知らんけど、一応60万円の限度額の予算を組んで、公費でその測定をして、飛散しているかどうかをチェックするの。事業者が測定義務はないの。

○ 市川環境保全課長

事業者、石綿則といいまして、厚生労働省が所管しておる法令がございます。石綿障害予防規則というものがあるんですけども、これに関してあくまでも労働基準監督という

解体作業員の健康管理というところで、大気汚染防止法よりもより重たいといいますか、作業に関してきっちりと外へ出ないこととか、あと、作業者に対してはきっちり管理することというようなことがうたわれておる規則がございます。

大気汚染防止法に関しましては、その作業手順にしっかりとのっとなって作業をされていることということから、労働基準監督署と一緒に立入調査を行っておるという状況でありまして、今回のアスベストの調査委託ということに関しましてはあくまでも周辺環境への影響というところで、石綿則は建物の解体作業に伴う分析ということで、あくまでも敷地境界付近のところは義務づけられていないものですから、私どもが届け出を提出された際には、もちろん事業者へのお願いベースとして周辺への影響ということで依頼をするわけなんですけれども、万が一していただけないとか、クロスチェックの意味もありまして、住民等の安心・安全を担保するために、今回、お願いをするという項目でございます。

○ 加藤清助委員

もう一つ、別件続けていいですか。

○ 村山繁生委員長

はい。どうぞ。

○ 加藤清助委員

18ページの清掃総務一般管理経費で補正1500万円の提案がされていて、理由を見ると、現場の清掃労務職員の欠員3名があって、一方で、収集量が下の平成27年、28年度の月別の推移にあるように増加していると。半年ぐらいを見ると、家庭系で特に113%ごみ量が増加しているので収集体制の強化というんやけど、これ、欠員補充が3名と、収集体制を4名ということは、プラス4人——ここは臨時職員かな——の労務職員をふやしてやるということですよね。この半年ぐらい家庭系のごみが2桁台の113%、114%もふえておる背景はどう分析されてみえるんでしょう。

○ 伊藤生活環境課長

正式といいますか、まだ分析という確たるところまでいっていないのが実情ではございます。ただ、4月1日以降やはり、私も地域でごみが出しやすくなったというふうなこと

ははっきり言われております。それで、私も含めてなんですけれども、物置に昔から置いてあったようなやつをがさがさとしてきて整理して出されておるとというのが実情かなというのが、正直なところ、思っている部分がございます。

ですので、成分比率とか、そういった部分についてはこれまでとそんなに変わらないかなというふうな部分があるわけですがけれども、家庭系のごみがふえておるとするのは、やはりそういった物置といいますか、そこから出てきたものなのかなというふうなところが、正直思うところでございます。

○ 加藤清助委員

半年の経過であるもんで分析しにくい面はあると思うんですけど、今まで分別されていて分けていたやつが、ざっと言ったら、何でも燃やせるから何でも出せるという解釈もできるわね。そうすると、本来的なごみの減量だとか、そういう部分が市民意識レベルで低下しておるという懸念もされて、本来の四日市のごみ行政で立派な、20年で300億円のプロジェクトをかけて施設をつくって、片方で、ごみは減っていくんじゃなくてふえていく市民意識と実態がそこにあると、ここにあるように、ごみ増量でまた人件費がかかって、また経費、ごみに対するコストがかかっていくというのでは、本来本市が目指す環境計画だとかの描いておるあれも危うくなってくるというふうにも思うもんで、今後、そういうところ辺の市民レベルの啓発だとかということもちょっと考え直さないと、それは発電には燃やす燃料になるんやけど、本来は発電量をふやすためにごみをようけ集めておるわけじゃないもんで、そこら辺、また検討していただきたいなど、これを見て思いましたので、済みません。

○ 村山繁生委員長

答弁されますか。

○ 伊藤生活環境課長

加藤委員ご指摘の部分で、分別意識云々の話で、ごみ量がまたこのままいくんじゃないかということに関しましては、我々も3R、特にリデュース、ごみの減量のほうで特に力を入れてまいりたいというふうには考えておりまして、これまでもごみの説明会でありますとか、そういった機会を捉えてやってきた部分ではございますけれども、これをもっと

しっかりやっていきたいというふうには考えておりますもので、よろしく願いいたします。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 伊藤修一委員

別件ですが。補正予算参考資料20ページの都市美化事業ですが、早速スターアイランドの前とかいろいろ整備していただいております。それで、職員の人も何やら路上喫煙の啓発を朝からいろいろ回ってもろうたりとかしていただいて、もう今が時期になってきたかなという気がします。

そこで、まず、今現在もう既に使われている市民の方もおみえになるんやけれども、通りすがりで見ていくと、やっぱり散らかっておるとか、ごみの始末ができていないのが見受けられるんですが、今回のこの管理委託費が12月からということで予算が執行できるのがちょっと遅くなっていくんですが、それまでの期間はどうするのかというのが気になっておったり、それから、管理委託の中ではどれぐらいの清掃活動というのが予定されているのか、お伺いできたらなと思います。

○ 伊藤生活環境課長

喫煙所の清掃に関してでございますが、12月1日から清掃の委託ができるまでの間につきましては、毎日1回市の職員が清掃に伺っております。1日1回、土日も含めて毎日ということで、そういった形で今現在やっております。

そして、委託後ということ、仕様という形になろうかと思いますが、一応これも同様に1日1回掃除をしていただくと。掃除の中身としましては、灰皿がありますものでたまった吸い殻を回収して、中に水が入っておりますものでその水も替えると。あと、喫煙所の中、その周辺等については、若干の掃き掃除等々はやっていくというふうな形で思っております。

○ 伊藤修一委員

ぜひその周辺も含めて、そうやって管理というか、清掃の業務のほうをお願いできると

ありがたいと思います。今現在、やっぱり気になってしまうのは、既にもう大分汚れておるところ、特に一番多いのは市の職員の方が通るスターアイランドの横とかはやっぱり気になってしまいうし、逆に市営駐車場のほうは余り人目もないので、そういう部分ではやっぱり使い勝手がいいところに人が集まるので仕方がないかなと思いますけれども、また気がつかれたら、1日1回の業務でいいのか、または、私らもちょっとのぞくようにはしていますけれども、市の方もまた気がついたらいろんな対応をしていただきますようにだけはお願ひしておきたいと思います。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 中森慎二委員

伊藤委員と関連なんですけど、この委託業務の委託先というのは何かお考えのほうはあるんですか。

○ 伊藤生活環境課長

今年度につきましては、まずシルバー人材センターさんのほうへお願いしようかなというふうに正直考えております。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、他にご質疑もないようでございますので、これより討論に入ります。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論はなしということで、採決に入ります。

反対表明はありませんので、簡易採決で行いたいと思います。

議案第38号平成28年度四日市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費、第3条債務負担行為の補正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決することに決しました。

全体会へ送る項目はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

ありませんということも確認いたしました。

[以上の経過により、議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

じゃ、以上で環境部の審査はこれで終了となります。お疲れさまでした。委員の方はもう少しお残りください。

じゃ、委員の皆様、お願いいたします。

まず、11月定例月議会の議会報告会でございますが、12月23日の13時からということで、総合会館の7階でございます。一応30分前の12時半に集合ということでお願いいたします。

それから、今回はまた荻須副委員長のほうに司会をやってもらいまして、前回の議会報告のほうは、伊藤委員、三平委員、小川委員の3名でやっていただきましたけれども、今回はそれほど多くはございませんので、委員長の私からまとめて報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

それで、また残りの3名の方には2月定例月議会のときをお願いしたいと思いますので、よろしく。では、そういうことでよろしくお願いいたします。

シティ・ミーティングのほうは、最初に副委員長のほうから資料の簡単な説明をしてシティ・ミーティングに入りたいというふうに思います。

それから、休会中の所管事務調査についてでございますが、なかなか日程がございまして、1月27日の午前10時からか、あるいは2月1日午前または午後なんですが、どちらがよろしいでしょうか。1月27日に都合の悪い方ございますか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

都合悪い。2月1日午前か午後、都合悪い方はございませんか。ない。じゃ、2月1日、午前、午後、どちらがよろしいでしょうか。どちらでもいいんですが。

(「できれば午前」と呼ぶ者あり)

○ 村山繁生委員長

午前で。じゃ、2月1日午前10時からということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、そういうことでよろしく願いいたします。

なお、所管事務調査のテーマでございますが、何か皆さんのほうでありましたら。これ、きょう決めなきゃいかんということやもんで。正副一任ということでもよろしいですか。

○ 中森慎二委員

もし何もないんでしたら、きょうもちょっと出ておった例の橋梁とか、その辺の落橋対策とか、あの辺全般の考え方みたいなところを少し勉強できたら。ほかがあれば結構です、何もないようでしたら。

○ 村山繁生委員長

という、今、中森委員からご意見をいただきましたけれども、いかがですか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、中森委員の言われた橋梁、そういったもの全般にもう少しきちっと今後の計画性とか、そういうこともみんな含めてやるということで、テーマをそれに絞りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

一応これで本当は全部終わりたかったんですけども、議案第55号が都市整備部のほうで残っておりますので、今、整理しておりますので、皆さんの会派のほうへまた再開時間に回らせてもらいますので、しばらく待機していただくということでもよろしく願いします。

じゃ、一旦休憩いたします。

15 : 14 休憩

15 : 35 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、会議を再開いたします。

わかるように説明を求めます。

○ 矢田道路管理課長

道路管理課長の矢田でございます。先ほどは失礼しました。

ペーパーを配付してありますもので、見ながらお願いします。

①議案は何かということでございますが、自転車駐車場の指定管理者を決めるということでございます。

前提条件ですけれども、駐車場の指定管理、それと、新たに業務を追加することによって、放置自転車の収集保管等でございます。このことにつきましては調べましたのですが、法的な規定はございませんので、違法性はありません。

それから、一緒にやるということの利点ですけれども、返還業務とレンタサイクルは、駐輪場の運用を同じ窓口で処理するというところで、市民サービスが向上するというところでございます。また、窓口が一体となることから全体を一つの業務としたいが、便宜上、放置自転車の収集返還業務を指定管理の中に混ぜることができないということでございます。

それで、このために、一体業務として評価して指定管理者を決定した上で、放置自転車に係る業務は別途契約することとしております。これは附帯業務としまして、毎年900万円で委託で契約をしていく予定でございます。

それから、利用料金の値下げの検討はなかったかということがありましたのですけれども、2者ありまして、友輪とミディなんですけれども、消費税が今8%で使用料を出しておるんですけれども、それがたとえ10%に上がっても、使用料、貸し出し料はアップしないという提案はございました。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

追加説明は以上でございますが、これで大体納得していただけたでしょうか。

○ 加藤清助委員

ペーパーを1枚もらって、議案は何かと。もともと議案第55号は、おっしゃるように、

議案書にもあるように、南北の駐輪場施設の指定管理者を指定するという議案でしたよね。それはわかっているんですけど、でも、別冊の資料をもらったように、その指定管理者を指定しようとするときに公募をかけて選考されて、選考結果も記載してもらっているんですよ。だから、指定をするに当たっては、その選考の課程の中で、どういう選考をしてこの指定を行うかというところが僕らに問われておると思うんです。

その選考結果の中に、価格も、それから企画提案もあるというので吟味させてもらっているんですけど、法的な規定はなくというのは、何に対する法的規定がないのかというのがちょっと不鮮明ですよ。

だから、指定管理者を決めるのに、数字では6000万円を超えるような、それは指定管理料ではないと。募集要項を見ると、経費に関する事項の10ページには、これはあくまでも四日市が支払う委託料なのだということでもありますから、指定管理者を指定はするけれども、指定管理料は発生しない。駐輪場で利用者からいただく利用料と、それが業者の収入になって、プラス、市から委託料をもらって、その指定管理者が事業をやっていくということですよね。

さっきの前段の議論でもあったけど、そうすると、指定管理者の指定というのは、その業務の範疇というのは公の施設、つまり、近鉄四日市駅の南北の駐輪場の業務を担う指定管理という部分やったらわかるんですけど、それ以外の部分が、全体の数字でいけば六千何百万円、委託料の総額の上限は10ページに8750万円と書いているわね。

実際の南北の駐輪場の業務は年間たかだか350万円ぐらいの実績ですね。残りの900万円が公の施設じゃない部分の附帯の業務として丸め込んで指定管理者に指定するという出し方はおかしいんじゃないかなと。

だから、指定管理者の指定は、あくまでも南北の駐輪場の業務を指定されて担うというのが僕の解釈でいくと妥当であって、でも、法的な規定はないという部分の法的な規定というのは、何に対する法的な規定がないというふうにおっしゃってみえるのか、よく見えない。

○ 村山繁生委員長

その辺の規定。

○ 加藤清助委員

言い切っておるもん。法的な規定はなく、違法性はないと言って。

○ 矢田道路管理課長

指定管理者に随意契約をしてはならないというようなことはないというふうに聞いております。

○ 諸岡 覚委員

何が違和感を感じるかと、みんなが。グリコのおまけじゃないけれども、本体のよりはるかにでっかいほうが附帯で、本体はたかだか年300万円でしょう。附帯のほうが900万円を超えてくる、1000万円近い。そこにみんな違和感を感じておるわけですよ。それで、タイトルが、しかもちっちゃいほうの300万円のほうでタイトルを出してきて。このどさくさでさらっと議案を流していこうかとしておったのと違うかなというぐらいの見た見方もしてしまうんだけども。

法的にどうこうじゃなくて本来あるべき論として、これはやっぱりきちんと分けて予算立てしてやるべきものなのと違うかなって思うんですよね。いかがですか。法的にはええかもわからんけれども、筋論としては、やっぱり別々なんだろうというふうに思うんですが。

○ 村山繁生委員長

稲垣理事、どうですか。

○ 稲垣都市整備部理事

まず法的とかということは別にして、こういった事例が今までにあるのかということからいきますと、本町の駐車場で、これは金銭の多寡は別ですけども、その指定管理者に掃除等を委託しているという実態があると思います。

その中で、今回の整理なんですけれども、今、私どもの部としてやりたかったことを先に述べていきますと、まず、放置自転車の返還等というのが今どう状況になっているかというところと2カ所で返していて、そのたびごとに職員がその場に出向いて、そういう形でやっているという実態がございまして、そこを改善したい。

自転車に係る場所は、たまたまレンタサイクルをやっているところが鉄道で来ても非常

に便利のいいところがございますので、そちらのほうで返還の手続をするということで市民サービスも向上するだろう。そのために今置いてある自転車、仮置き場もレンタサイクルをやっているところに持ってきて、そこで返すという業務をしようと。それを一体化することによって少しでも効率化を図りながらやっていきたい、こういったことがあったわけでございます。

そこで、これを一体的に指定管理という形で指定してやれることができればよかったですけれども、その中で、こちらでも書かせていただきましたけれども、放置自転車の収集であったり返還をするという業務が指定管理にはなじまない、ならないと、そういうご指摘をいただいたわけです。

このため、業者を決めるに当たってそれを一体的に評価をさせていただこうということで、こちらの募集要項の中にそういった附帯業務についても委託していきますよということで、それを明記した上で業者を選定させていただくという手続をとってまいりました。

そういう形でございますので、確かに放置自転車に係る業務のほう金額が多いという指摘については、我々も確かにそうだなというふうに思っているんですけれども、それについて、この提案の中で十分にそれも含めて審査をしていただいているという認識をしておりますので、何とぞご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 諸岡 覚委員

だから、それも含めて審査をしてもらっていると言われたけれども、最初の説明でこんな説明は全くなくて、加藤委員がたまたま突っ込んで聞いたらばれてきたという話じゃないですか。最初の説明では駐輪場の管理ですって、ただそれだけの説明だったわけで、やっぱりこれは何か。業務はしっかりしたものだと思いますよ、必要なものだし。業務の中身があかんというつもりは全くないんだけど、テクニック論としてのこの議案の出し方というのは、やっぱりちょっと違うんじゃないのって、そんな話です。これは答弁結構です。

○ 加藤清助委員

関連するかどうかかなと思って、債務負担行為の中にも別件で、自転車等駐車場管理清掃業務委託というので、これも目的は、四日市の自転車等放置防止条例に基づき、各駅の放

置自転車の管理業務、清掃を委託するというので、別で債務負担行為を上げているわけやんか。そうすると、近鉄四日市駅の南北の駐車場のあれは指定管理にする、こっちは業務委託です、随意契約か公募か知らんけどやる。中心市街地の駐輪場ではない放置自転車の防止、これも条例の範疇に入るのかなと思うんやけど、それは別なんだけど、今回の指定管理にくっつけて出してくる。そこら辺の筋道論というか、整合性がやっぱりとれていないようにも、諸岡委員も言われるけど、あると思うんやわな。

○ 小川政人委員

指定管理者を決めるんでしょう。指定管理者を決めて、その指定管理者というのは駐輪場の指定管理を決めるだけやわな。指定管理者にほかの委託契約をしたらあかんということはないわな。そんなのはわかっておるんや。ただ、セットでするとちょっとおかしいやろうということやろう。

これはこれで別途の契約なら、それはここに渡しても、ここのほうが安いとか利便性があるとかというので別途契約するのならええけれども、ここで我々が承認するのはあくまで自転車の指定管理だけを承認するだけであって、放置自転車とか、そういうものについては議案として上がっておらへんで。何も認めておらへんねん。あんたらがまだ、これはしたいなというだけの話やでな。ここにしたい、一緒にしたらそれはええ。それもセットでという議案では絶対ないで、だから、議案とは違うの、これはな。だから、これがもし議案として出すなら、また別途議案として出してもらわんと、契約案件なら契約案件で出してもらうのが筋で。

それともう一つわからんのは、こんなの5年間指定って、指定管理者以外のこんな委託の契約で5年間契約ってできるのかできやんのか、その辺も、何でも5年契約ってできるんやった。指定管理者は期限を切ってやっておるけど、こういうのを、警備保障とかそんなのでも5年、公の施設と違ったら5年という、できるのかな。これ、5年間指定期間という。毎年毎年契約していくのと違うの、それが筋やと思うんやけど。だから、指定管理を認めたら、これ、皆認めたって思ってもろうたら、絶対困るんや、違うで。

それともう一つ違うのは、指定管理の評点の中に、別途の業務の単価まで加えて入れておるわな、六千九百何万円という。この内訳ってわかる、どれがどれでというの。

○ 村山繁生委員長

だから、それ、920万円に300万円。

○ 小川政人委員

6年間で。

○ 村山繁生委員長

5年間で。

○ 小川政人委員

5年間で。

○ 村山繁生委員長

はい。だから、初めからこの920万円の分を含むというふうに募集要項に書いてあるので、それが違法性はないとおっしゃっているわけでしょう。

○ 小川政人委員

いやいや、そうじゃなくて、指定管理者に委託契約を出すのが違法性はない、それは、僕はもう違法性はないと思うておる。だけれどもセット論は、これは違法やなと思っておるのやわ。セットでできるわけがない。今ここに、議案は指定管理者を決める、自転車駐輪場の指定管理者だけなら決めてもええけれども、これはもう別個にすればええやん。駐輪場の指定管理者を決めるだけが今度の議案であって、ただ、その議案の中に——本当はおかしいよ——別の業務の金額を足したやつまで評価点に上げておるということはな。そうやで、これはもう指定管理者の選定だけの議案にしておけば、第1候補やろう、これ。

○ 稲垣都市整備部理事

済みません、先ほどの内訳という話がございました。今回の募集における提案の価格の中ですけれども、指定管理部分だけを取り出して見ますと、一番安いのが友輪の指定管理部分の委託料で1424万2000円でございます。2位が蔦井の1565万円。指定管理だけ見ますと、ミディが一番高いという形になってございますので、指定管理の部分ということにつきましては、友輪が一番最低価格という形になっております。

○ 小川政人委員

それと、それでいいやけど、ここは価格やろう。ほかの提案についても、放置自転車の部分の提案も含まれておったんか。

○ 矢田道路管理課長

放置自転車の巡視、回収等につきましては、提案等はなかったです。

○ 小川政人委員

だから、余計おかしいやろう。片一方は価格評点を一緒にしておいて、片一方の評価については評点にないわけでしょう、提案の中にはな。含まれておらへんのやんか。

○ 矢田道路管理課長

放置自転車の回収とか巡視につきましては仕様書がありまして、その仕様書にのっとって行うということですので、取り立てて提案等はなかったです。

○ 小川政人委員

仕様書はあってもいろいろ違うでしょうが、最後は。じゃ、もうみんな仕様書で決まるんやったら、仕様書があったら全部同じになるよ。だから、そこはいろいろやり方が違う、仕様書があろうが多少やり方は変わってくるんやし。だから、今言っておるのは、この部分だけやめよさという意味。議案だけにしておきなと言っておるの。後でまたこっちが安かったとか高かったとかという契約を持ってこればええやん。議案は何かって、これだけだけや、指定管理者だけや。

○ 村山繁生委員長

議案は指定管理者を決める。だから、それに対しても募集要項に初めからもう920万円というのは含むというふうになっておるわけで、それを、920万円の部分については、何の提案もないということですよね。だから、あくまでもこれはセットでやるということが前提になって、920万円を含むということで、まず指定管理者を決めるということであったという議案ですわな。

○ 小川政人委員

議案、違うやろう。これは、募集要項と議案とは違うんやで。議案は、あくまで優先して指定管理者を決めるということだけやな。それはそれや。それから、あんたらが、いや、もう便利やでとか、値段が安いという部分でいくと、ひよっとすると、反対側の何とかというほうが放置自転車に関しては安いんやわな、そうやろう。駐輪場が友輪が安いということは、セットでいっても友輪じゃないほうが安いんやで、それでいくと、放置自転車だけやったら友輪のが高いのや。だから、そういうこともあるで、まずは議案だけにしておいてさ。あとの分まで余分やわ。

○ 伊藤修一委員

この募集要項の5ページのところを見ると、5ページのところには指定管理者が行う業務として業務の範囲と、業務の留意事項としては、市長の権限に属する事務は業務から除かれますと。これ、今言うておるような話やと思うんやわな。

○ 村山繁生委員長

どこ。

○ 伊藤修一委員

5ページの業務の留意事項としては、指定管理者が行う業務から除かれますと書いてあるでね。

○ 村山繁生委員長

下の業務の留意事項ね。

○ 伊藤修一委員

業務の留意事項には、業務の範囲はわかるし、業務の留意事項としては、指定管理者が行う業務から市長の権限に属する事務は除かれますと書いてあるで、それで……。

(発言する者あり)

○ 伊藤修一委員

それは関係ない。それとあと、8ページのところにも、②のところには、提案価格には、指定管理とあわせて委託する業務の委託料を合算した金額を記入してくださいと。収支予算書は、指定管理の分と委託業務の分と別々に提出してくださいということは、ここで言うておる放置自転車の事業を当然、これ、想定して指定管理者が応募しておるんと違うんやろうか。だから、そういうふうなことで執行された指定管理者のこの結果というのが法的に有効かどうかということになってくるんと違うやろうか。

だから、別個のものではなくて、はなからこういうふうに想定して相手に伝えてやらせたことに対して法的にどうなんやということが一番大事であって、都市整備部だけがどうのこうのというわけではなくて、本当に財政部局ともそのことについて協議した上で、四日市市の方針として決定した事項であるのかどうか、その確認を私はお願いできたらなと思いますけれども。

○ 村山繁生委員長

それはもう財政部局と確認してもらってある上でしょう。

○ 小川政人委員

指定管理の業務にほかの委託契約をあわせて募集要項をつくった自体が間違っておるんであって、あくまで指定管理と、伊藤委員が読んだ目的外使用許可というのは、市長の権限に属する事務は別やと言うんやで、これを指定管理と一緒にしてしもうたであかんのであって、ここは一緒にする要綱をつくったこと自体がおかしいんと違うかな、応募の手続の中にな。伊藤委員が今読んだようなものを入れ込んでしまったであかんのや。

○ 伊藤修一委員

その確認やけれども、それでもう既に、これ、指定管理の募集して、それで応募があつて、結果を出したという、選考したわけやもんで、それに対する違法性ということについてここにはありませんと言うておるけど、これはもう都市整備部が言うておるのか、財政経営部が全庁的にそういう判断をしたのかという確認だけお願いしたいんですわ。

○ 村山繁生委員長

じゃ、確認だけお願いします。

○ 矢田道路管理課長

財政部局に聞いたんですけれども、違法性はないという財政部局の回答でした。

○ 村山繁生委員長

ということです。

○ 小川政人委員

だから、違法性がないというのは、指定管理者に対して委託契約をすることは違法性がないけれども、指定管理契約と委託契約を合算して募集するということ自体はおかしいんと違うかというの。だから、2本立てですておるんやで、1本立てですて、こういう募集手続があったとしても、これは指定管理者を決めるだけの、優先権を決めるだけの募集やわな。それで、これで決まったのは、あくまでも駐輪場の指定管理者が決まっただけでしょう。

○ 稲垣都市整備部理事

まず、今回の議案は指定管理者を決めるというだけの議案ですので、それについて審査として、こういった業務を委託することを前提にまず聞いて、その結果として、たまたま、要は提案としては返還業務とかには何もなくて、その中で、駐輪場の指定管理といったところで評価があったという形で決まったという経緯はございます。

ただし、その中で、相手に対して、附帯業務として駐輪場以外に放置自転車の業務を委託するといったものが書かれていますので、それに対して、業者に対して不誠実にならないかといったところでちょっとポイントになるのかなというふうに思っていますので、少し財政当局と1回確認をさせていただきたいと思いますが、時間をいただいでよろしいでしょうか。

○ 小川政人委員

普通、これ、多分1年契約でやるべきものやと思うておるけれども、それをここで5年

ぽんっと決めていること自体も法律違反と違うかって僕は思うておるもんで、そこもきちっと調べて、あした。

○ 村山繁生委員長

あしたやろうか。

○ 小川政人委員

朝一、きちっとわかるようにしてくれさ。

○ 村山繁生委員長

でも、要は、もうちょっと遅くなってもきょうやりたいと思うんやけど、どうですか、あしたのほうがよろしいか。もう一遍きちっと、そうしたら財政部局とちょっと。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

ちょっと待ってください。中森委員、どうぞ。

○ 中森慎二委員

放置自転車の収集の委託料を入れ込んで合算してという10ページの920万円は、試算は単年度920万円って書いてあるけれども、これは理事者側が試算した金額であって、これは指定管理者の受託見積もりで、例えば800万円できるとすれば800万円でもいいという意味の試算の額を言うておるわけね。そういうことになるね。

○ 矢田道路管理課長

920万円というのは市サイドで試算したお金でありまして、それよりも安くなっても問題ありません。

○ 中森慎二委員

それはそうなんやけど、それはわかっておるけど。だから、その部分はそれぞれ3者は

どうやったんですか。そういうことも含めてもう全部わかるように、資料も、金額も、小出しにしておかんと。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

付随の委託の部分についても、全部金額は出ているわけでしょう。

○ 稲垣都市整備部理事

金額はわかっていますので、それは資料として今すぐ用意させていただきます。

○ 村山繁生委員長

そうしたら、もう……。

○ 中森慎二委員

消費税が10%に上がっても上げないという提案をしているところの評価というのはどうカウントされているんですかね。それもちょっとわかるように。利用者の立場からいけばそれも大事な視点やと思うよ、僕は。そんなことがどう評価されておるのかもわからんけど。

○ 村山繁生委員長

では、財政経営部も総務常任委員会でもまだやっていると思いますので、今すぐは無理だと思いますので、予備日が一応ありますので、あしたの午前10時にということよろしいですか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、その辺をしっかりとお願いいたします。

じゃ、あした10時にまた引き続き再開しますので。予備日でございますが、よろしくお

願います。

じゃ、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

16 : 05 閉議